

ISBN（国際標準図書番号）表示保留とその解除

－出版流通対策協議会と日本書籍出版協会にみる

日本の出版業界の“南北問題”－

ISBN Display, Reservation and the Release – “Rich-Poor Problem” of Publication Industry as seen in “Japan Book Publishers Association “ and “Publications Distribution Planning Council” –

湯浅 俊彦[†]

YUASA Toshihiko

概要 日本における出版流通の特徴は取次—書店経路が主流であることであり、そのコンピュータ化の経緯を検証することは出版流通を考える上で欠かすことができない。そこで取次や書店におけるコンピュータ化による業務合理化の前提となるのが、出版物コードの標準化である。とりわけ1981年1月、ISBN（国際標準図書番号）が導入されたことは日本の出版流通の1つの転換点であった。しかし、出版流通対策協議会（流対協）は日本書籍出版協会（書協）を中心としたISBNの導入に対して反対運動を展開し、流対協は割り当てられた出版者コードの受け取りを拒否し、ISBNの表示を保留するという事態に至った。本稿では、1981年のISBN導入時から1992年に流対協がISBN表示保留を解除するまでの経過とその背景を、資料分析と当事者のインタビューを通して明らかにし、ISBN問題から見た日本の出版業界の“南北問題”を検証する。

キーワード 出版流通 コンピュータ化 ISBN（国際標準図書番号） 出版流通対策協議会 日本書籍出版協会

Key words Publication circulation, computerization, ISBN (International Standard Book Number), Publications Distribution Planning Council, Japan Book Publishers Association

1 ISBN（国際標準図書番号）導入問題

とは何か

日本における出版流通の特徴は取次—書店経路が主流であることであり、そのコンピュータ化の経緯を検証することは出版流通の考察に欠かせない。そ

[†] 大阪市立大学大学院 創造都市研究科
都市情報環境研究領域専攻 博士（後期）課程

ここで取次や書店におけるコンピュータ化による業務合理化の前提となるのが、出版物コードの標準化である。書籍のコード表示に関しては 1970 年の書籍コード（4 桁の分類コード）、1981 年の日本図書コード（ISBN+図書分類コード+価格コード）、1990 年の書籍 JAN コード（バーコード）の導入という軌跡をたどり、現在は実証実験の段階であるが、電子タグ（ISBN+タイトル内の連番）の導入に向けて動きは始めている。

すでに筆者は別稿において ISBN の導入の経緯と影響の解明を試みた。¹ ISBN 導入問題は日本の出版流通史や図書館史の分野において本格的に研究されたことがなく、したがって出版社、取次、書店によるさまざまな出版流通合理化の構想とどのような関係にあるのかが検証されたことがない。そこで筆者は ISBN 導入の経緯が海外からの導入勧告や国立国会図書館の要請を受けて、日本書籍出版協会が主導的に行ったものであることを明らかにした。²

また ISBN の導入が 1 つの転換点となって、書誌情報・物流情報のデジタル化は急速に進展し、書店 POS（販売時点情報管理）システム、EDI（電子データ交換）システムを確立させ、出版 SCM（サプライチェーン・マネジメント＝供給連鎖最適化）という単品管理、適正在庫の実現に迫りつつあることを解明した。

しかしながらそこでは出版流通対策協議会（以下、流対協と表記）を中心とする ISBN 導入反対運動が 1992 年に ISBN 表示の態度保留を解除した理由を明確に展開をするに至らなかった。

そこで本稿では、流対協が ISBN 表示保留を解除した経過と要因について、主に 1981 年の ISBN 導入から 1992 年の流対協の保留解除までの資料分析と当事者のインタビューを通して明らかにし、ISBN 問題を通して日本の出版業界の“南北問題”を検証する。

なお、文中での個人の所属、職位等は特に断らない限りそれぞれの時点のものである。

2 出版流通対策協議会による ISBN

表示保留の根拠

日本で出版される書籍に ISBN（国際標準図書番号）が表示されるようになったのは 1981 年 1 月か

らである。正確に言えば ISBN をキーコードとする「日本図書コード」が導入されたのである。日本図書コードとは、10 桁の ISBN（国際標準図書番号）、「販売対象」「発行形態」「内容」を示す C コードと呼ばれる 4 桁の図書分類コード、本体価格によって成るコード体系である。³ すなわち日本図書コード＝ISBN+図書分類コード+価格コードであり、ISBN＝国別記号+出版者記号+書名記号+チェックデジット（チェック数字）によって構成されている。（なお本稿では日本図書コードを導入する主要な要因が図書分類コードや価格コードではなく ISBN の使用にあることから、日本図書コードを「ISBN」と統一して表記する。）

ISBN の導入に際しては当初より流対協を中心とする反対運動が起こった。

流対協とは、1978 年 10 月に橋口収公正取引委員会委員長が書籍・レコードの再販制（再販売価格維持契約制度）廃止を検討との発言をしたことを契機に、再販制の必要性を訴えるために 1979 年 1 月に中小零細出版社 80 社が結成した団体である。出版業界の主流派である日本書籍出版協会とは異なり、中小零細出版社の立場から言論・出版の自由の確保、取次による後発出版社への差別的取引の見直しを求める団体として活動を開始したところであった。流対協は 1980 年の時点で次のように日本図書コード問題を位置づけている。

再販制（再販売価格維持契約制度 本の定価販売）の存廃は、言論・出版活動の根幹を揺るがす重大問題であり、出版物の流通にとっては、再販制が不可欠であることを強力に訴えてきた結果、このほど公取委と流対協との間で、新しい『再販契約』の様式が了解点に達しました。一方、今春、これまた言論・出版の自由にかかわる“本の総背番号制の強行”という大問題が起こったわけです⁴

つまり、流対協は再販制問題も ISBN 問題も言論・出版の自由の確保という観点からとらえていることが分かる。

1980 年 1 月 17 日、日本書籍出版協会（以下、書協）、日本雑誌協会（以下、雑協）、日本出版取次協会（以下、取協）、日本書店組合連合会（1987 年より日本書店商業組合連合会、以下、日書連）、日本図

書館協会、国立国会図書館の6者により、日本図書コード管理委員会（のちに日本図書コード管理センター）が発足し、3月10日の書協会員外出版社への説明会が行われた。その後3月15日、流対協は反対声明を出し、以降ISBN問題は1992年2月の流対協によるISBN表示の態度保留の實質的解除までじつに12年間にわたって紛糾がつづくことになる。

流対協は、日本図書コード管理委員会を構成する書協がすべての出版者を代表できるのかという正統性の問題、中小零細出版社に振り当てられた出版者記号の桁数が差別的であるという批判、大手取次による出版流通支配がますます拡大する反面、書店にはコストに見合う効果が期待できないのではないかという問題、当時の通商産業省や国立国会図書館という国家機関の介在が出版の国家統制につながる危険性などを反対運動の根拠として挙げていた。そこで次章では流対協の機関紙である『流対協ニュース』を中心にISBN問題の経緯を検証し、流対協がISBN問題を通して中小零細出版社の立場から訴えた出版流通の課題を解明する。

3 『流対協ニュース』にみる ISBN 問題

3.1 第1期

ISBNが導入されてからの流対協の取り組みをここでは便宜上、3期に区分して検討する。

第1期は1981年の導入以後、ISBN導入を強行した日本図書コード管理委員会に対して様々な抗議や申し入れを行った時期である。第2期は1986年からISBNによらずFAXを活用する流通改善を提案し、「BOOKS あすよむ」という倉庫宅配システムに参加するなど対案を積極的に提出した時期である。そして第3期は1991年にISBN表示保留を機関決定として解除し、その後続くさまざまな交渉を日本図書コード管理センターに対して行い、實質的に9割以上の社が4桁になるところまで事態が進展した時期である。こうして見るとおよそ5年刻みでISBN問題に対する流対協の取り組みに質的な変化が見られることが分かる。

以下、第1期から順を追って考察を進める。

3.1.1 日本図書コード管理委員会へ抗議と交渉

1981年2月10日、東京・小石川後樂園「涵徳亭」

において開催された流対協の第3回定期総会において、流通・情報委員会の高橋昇委員長（技術と人間）はISBN問題についておよそ次のように報告している。

- 1.1980年3月10日の図書コード管理委員会の説明会以降、流対協が中心となって文化人・一般市民を含む「図書コードの問題を考える会」を発足させて、反対集会を3回開催し、1980年10月1日からこれまでに『反図書コード通信』を4号発行した。
- 2.日本図書コード管理委員会の内部で、書協と取協の分裂が表面化し、取協が出版資料情報センター構想は時期尚早であり、オーダーエントリーシステムには反対であると疑義をさしはさんでいる。
- 3.ISBNを付ける出版社は年内に200~300社になると思われるが、この程度では全流通量からいっても取るに足らず、取次の仕入れ担当者はコードを付けないからといって差別することはまったくないと明言している。⁵

そして取協と日本図書コード管理委員会にそれぞれ宛てた申入書をこの日の総会で採択している。

取協に宛てた申入書の内容は、次の5項目の質問事項によって成っている。

1. ISBN→日本図書コード表示によるセンター構想が、流通改善に役立つかどうか不明としながら、コードの変更が、流通改善の前提条件と判断している根拠をご教示願いたい。
2. 取協として、センター構想に代わる日本図書コード利用の流通改善試案が存在するならば、すみやかにご提示願いたい。未提示のままでは、センター構想より大きな疑惑を生ずることになります。
3. データ構造（コードにどんな内容をもりこむか）と表示方法は、システム化案と不可分であるのに、取協がシステム化案なしに日本図書コードと、そのOCR表示とを是とするのは、矛盾していますのでご説明願いたい。
4. 現行の書籍コードは、元来、取協サイドの推進によって、流通改善に資するものとして版元に要請されたものであります。それ故、取協は日本図書コードへの転換の必要性をと

くまえに、現行書籍コードが流通改善にどれだけ活用され、さらにどんなネックからコード転換が必要なのかを主体的に発表すべき責任があると思われます。つまり、現行書籍コードの総括報告があつてはじめて、コード転換の是非が日程にのぼるのではないのでしょうか。

5. このような時に、取次の仕入窓口で版元にコード転換の促進を推奨することはきわめて不当であると言わざるを得ないので、直ちに窓口での日本図書コード推進を中止されるよう申し入れます。⁶

さらに日本図書コード管理委員会に対する申入書では、次のように矛盾の指摘と批判を展開している。出版資料情報センター構想を前提に進められてきた流通の円滑化と迅速化の計画そのものが破綻しているとして、ISBN の出版社コード割り当て前の状態に戻して、改めて流対協を含めてシステム化案の検討を始めるようにとの主張である。

貴委員会の主要構成団体である、日本出版取次協会の書籍委員会は“図書コード化は推進しなければならないが、出版資料情報センター構想は運営形態、経費負担の問題が不明のため判断できません”という主旨の答申を1月20日付で発表していますが、特に読者に注文が早くとどくとする書籍オーダーエントリーシステムについては、全面否定をしております⁷

出版流通対策協議会にとって第3回定期総会は、ISBN 問題の導入期としては重要な位置にある。なぜなら前年の1982年2月の第2回総会の段階では日本図書コード管理委員会から具体的な案は公表されていなかったが、1980年3月10日の出版社向けの説明会を開催した時からISBN問題は実質的に始まったと言えるからである。この説明会から5日後の3月15日、出版流通対策協議会は「声明・本の背番号制に反対する」を発表した。そして1980年4月11日の「図書コードを考える会」第1回集会への日本図書コード管理委員会の青木委員長らの出席、4月24日には日本図書コード管理委員会の青木委員長と流対協の討論が行われたものの、1981年1月には実質上、ISBNの日本の出版業界への導入が強行

された形となっている。

したがって、流対協にとってこの日の総会はISBN導入問題の1年を総括する場であり、そこで取協と日本図書コード管理委員会に対する申し入れ書が採択されたことは、今後もISBN問題への取り組みを継続していくことを改めて確認した総会であったと言えよう。総会では北川明幹事（第三書館）が2件の申し入れ書を起草者として朗読し、採択された。

その後、流対協は1981年4月30日付で書協理事に宛てた公開質問書「コード・センターについて責任ある行動を望む」を送付している。これは5月14日に開催される書協の総会に向けたものであったが、このような流対協の問題提起にもかかわらず書協総会ではISBN問題に関する質疑はなかった。公開質問書では次の主張のもとに、システム化案なしのISBN導入を批判し、コード転換を一時ストップし、全面的に見直すことを求めている。

貴協会は出版社の利益代表として、流通改善（流通の円滑化と迅速化）、流通・販売情報の収集による経営改善などを旗印に、センターと図書コードを推進すると言明されてきたはずですが。しかるに、81年1月1日表示開始から3ヵ月もたたない時点において、『センター設置そのものを見送ることもあり得る』とし、その場合は『もっともメリットのある取次協会が、日本図書コード管理委員会とその業務を預り、運行することが良い』などという“案”を貴協会自身が提起するとは一体何ごとでしょうか⁸

3.1.2 国立国会図書館への抗議と交渉

また流対協の批判は日本図書コード管理委員会の構成メンバーの国立国会図書館にも向けられている。1981年7月4日、流対協は国立国会図書館に対して出版業界紙『新文化』6月11日・18日両号が報じた高橋総務部長のISBN問題に関する財源負担発言に抗議する質問書を送り、7月27日に回答書が届いた。この回答書を受けて流対協はこの問題を「図書コードの問題を考える会」に拡大して対処することを決定し、9月11日に流対協の救仁郷会長、小汀副会長、高橋・関田・北川の各流通・情報委員、五味正彦・「図書コードの問題を考える会」実行委員（模索舎）が国立国会図書館を訪ね、陶山副館長、高橋

総務部長、宮坂収書整理部長、三塚総務部次長らと3時間にわたり会見を行っている。

この1981年7月4日付質問書は、国立国会図書館による出版事業への介入に抗議する旨を述べた後、次の5項目の質問事項を掲げている。

1. 日本図書コードには大多数の出版社が反対であり、コードを割り当てた5千余者のうち、6月11日現在10%にも満たない408者しか表示していない事態をどのように受けとめておられますか。
2. 『新文化』6月18日号によれば、ISBN採用を業界に『指示』したとありますが、ISBNへの転換は、貴館の主導によるものでしょうか。
3. 同じく新刊情報の入力に関する財源を、貴館が負担するということですが、立法府の審議を経ずしての、このような発言がはたして信憑性をもつものでしょうか。
4. 日本図書コードは書店で一般向けに販売される図書だけでなく、すべての非商業出版物にも一律につけると管理委員会が発表していますが、国会図書館が財政援助する場合も、この趣旨にそった運営を旨とするものでしょうか。
5. 国会図書館のテコ入れ、日本図書コード管理委員会の努力にもかかわらず、衆目のみるところ、日本図書コードの表示が現行コードの普及水準をこえることは、きわめて困難とおもわれますが、100%表示を行わせる方策をおもちでしょうか。⁹

この質問書に対して国立国会図書館は1981年7月27日付で回答書を流対協に送り、1972年に世界の出版業界の合理化のために考案されたISBNはISO(国際標準化機構)2108として国際規格となり、1977年のユネスコ/IFLA共催の全国書誌国際会議で全国書誌に収録する書誌的記録にはISBNを記載することが勧告されたことなどを述べた上で、日本では独自のJP番号(日本全国書誌番号)を使用しているが、ISBNの普及をまってこれを全面的に採用することを冒頭で説明し、5項目の質問事項について下記のように答えている。

1. 日本図書コードについては日本図書コード管理委員会がその普及に努めており、同委員会の報告によればコード表示出版者数は日を追って(ママ)上昇しつつあります。7月13日現在、コード表示出版者数は432者、常時出版活動を行っている2~4桁出版者の23・1%がコードを表示し、新刊書の16%にコードが表示されております。これまで社内コードの変換のために実施が遅れていた出版者も次々と参加する趨勢にありますので、事態は望ましい方向に進んでいるものと思えます。
2. 『新文化』6月18日号の紙面に、当館が『(書協関係者へ)、ISBN採用を指示した』という字句が見られますが、そのような事実はありません。立法府に属する当館が民間の団体に行行政的な『指示』を行うことはありえません。書籍コードからISBNを中心とする日本図書コードへの転換は、出版業界を代表する4団体の政策によるものであって、当館の主導によるものではありません。ただし、図書コードが「書籍コード」の形で開始されたあと、それが図書館業務上利用できる適格性を欠いているため、図書館界としてはISBNへの移行が望ましい旨を、私的または非公式な懇談の席上で要請したことは事実であります。
3. 『新文化』6月11号(ママ)の紙面に、当館の高橋総務部長が、出版業界のデータベースの作成に必要な財源を国立国会図書館が負担する考えがあると発言したとありますが、これは事実と相違いたします。現在、当館はじめ出版業界のいくつかの機関で同じようなデータベースを作っているのはいかにも不経済であり、もし業界に中立機関ができデータベースの作成が一元的に行われるならば、当館は『日本全国書誌』及び、『ジャパン・マーク』のすみやかな作成頒布のためにこれとリンクすることが望ましく、その際は入力パンチ代を負担する考え方が、というのが同部長の発言の主旨であります。
4. 書誌情報の伝達の必要性は流通径路にある商業出版物に限られません。当館は、非商業出版物については、その書誌データを入

力し、書誌情報としてこれを提供しており、この方針に今後とも変更はありません。この問題と日本図書コード普及の問題とは別個のものでありましょう。

5. 日本図書コード管理委員会の努力と出版業界の協力により、日本図書コード表示は今後増大し、理想の100%表示に除除（ママ）に近づくものと確信いたしております。¹⁰

この回答書の第2項で国立国会図書館は、当館が書協に指示することはありえないが、ISBNが望ましいと私的または非公式な懇談の席上で要請したのは事実であると答えている。このことを例証するのがそれから7年後の高橋徳太郎総務部長の発言である。日本図書館協会の理事長になった高橋徳太郎は、書協理事長で日本図書コード管理委員会委員長の服部敏幸らとの1988年の座談会において、ISBNの導入はそもそも図書館界からの働きかけであったと、次のように証言している。

（前略）いま、服部さんがおっしゃいましたけど、この問題のそもそもの火付け役がですね、図書館サイドだったんです。実は私、国会図書館におりまして、1972年からジャパンマークというものをテープでお預けして、それを図書館で使ってほしいと、あるいは外国でもそれを使ってほしいということで刊行をはじめたんです。私はジャパンマークのセールスマンといわれたわけですが、その普及につとめました。幸いそれをきっかけに各種の図書館が、特に大学図書館を中心にして、図書の整理とか閲覧の管理とかそういうことをコンピューターを使ってやろうということで導入にふみきる館がふえて、図書館界もコンピューター時代に突入したわけです。そんなことで、これがバックにございましてね、そういうふうになると共通に、たとえばAの図書館がこういう方式、Bの図書館がこういう方式というところに協力して相互に通信網として開発をのぞんでも、相互ののりいれがきかないんです。ですからフォーマットはジャパンマークフォーマットでという形でやって……。要するに“相互ののり入れのきく型”というのは、コンピューターで仕事をしていく上で非常に大事なことです。実は今、服部さんがサラリとおっしゃって下さったのですが、ISBNとい

うのは図書館としては大変役に立つ、有りがたいものでございまして、世界中が同じ10ケタの番号で世界中のいろんなのが混配していても頭に4がくれば日本だよというのがすぐわかる、0だと英語ですよ、3だとドイツ語ですよというようなことで国際的な規格に入っている。（略）我々としてはどうしてもこのコードが必要だと……。それまで実は日本の出版界も書籍コードというのをやっています。日本書籍コードは日本の流通界でやっているんですが、ただこれは国際サイドじゃないものですから外国から注文された場合、通用しないというようなこともございました。

図書館界で私の先輩にあたる小田泰正さんという方がいます。この人は情報の国際化について勉強された方ですが、強く主張されまして、広く出版界の、版元さんの一部の方々に賛同をいただきまして、一番最初に前史として書籍コードをISBNに乗りかえるということで、相当、抵抗があったのですが、数年かかって実現するという、こういった地ならしがあったため、日本図書コード管理委員会が発足したんです。¹¹

このように高橋は、そもそも図書館サイドから書協に対して働きかけをしたために、日本図書コード管理委員会が発足したと語っているのである。

1981年9月11日の国立国会図書館と「図書コードを考える会」の会見で国立国会図書館側は「たしかに『管理委』には、コードを強引に割りふるなど、勇み足とフライングがあり、国会図書館はそれに疑問を提（ママ）した」「官公庁出版物については、管理委から国会図書館が委託されて根まわしをすることになっているが、現在まだ、コード割り当ても根まわしも行っていない。これは当方の怠慢であり申しわけない。近く実行したい」「ただ国会図書館としては、書物の本体のどこかにISBNコードが表示されていれば良いのであって（それだけで使用に十分である）、Bフォント文字とか、白ヌキとか、位置指定とかは、やりすぎである。国会図書館が中心ならば、とてもこんなことは出来ることではない」などと発言している。¹²

国立国会図書館としては全国書誌作成機関として出版物を網羅的に収集し、その書誌情報を全国の図書館に配布することが目的であり、出版業界の問題に深くかかわるつもりはないというのが実情であっ

たと思われる。

3.1.3 『NON 日本書籍総目録』の発行

一方、この時期のもう一つの動きとしては、流対協会社有志が『日本書籍総目録』への出稿を拒否し、独自に『NON 日本書籍総目録』を作り、読者や書店に提供したことが挙げられる。

出版社が自らの出版物の存在を読者に知らせるために各出版社は独自の目録を作成している。出版社ごとではなく、品切れや絶版を除く入手可能な書籍の書誌情報を横断的に収集したものが『日本書籍総目録』であり、書協が1977年から刊行している。ところが、この目録に載っている各社の在庫点数がISBNの出版者コードの桁数を決定する材料に使われているということが日本図書コード管理委員会との1980年4月24日の会談で明らかになった。

13

そこで1980年7月1日、流対協は日本図書コード管理委員会が『日本書籍総目録』のマスターテープを利用し、その情報を目録以外の目的に使用することに反対し、日本書籍出版協会にマスターテープの「転貸」を直ちに中止するよう申し入れ、実行されない場合は目録への出稿を拒否するとした。¹⁴

日本書籍出版協会はこの「申入書」に対して回答しなかったため、実際に出版対策協議会の有志出版社は「『日本書籍出版社』81年版に出稿を拒否します」という声明を日本書籍出版協会理事長と「日本書籍総目録」委員長宛に送付している。¹⁵

また日本書籍出版協会の労働者で組織する総評全国一般労働組合東京地方本部南部支部・日本書籍出版協会分会は、1980年4月18日の経営者側との団体交渉において「1. 図書コードの実施を中止せよ、2. 総目録データをコード管理委員会に提供するな、の2つの要求を提出」している。¹⁶

そして1981年10月、流対協の『日本書籍総目録』への出稿拒否グループ27社は『NON 日本書籍総目録』を刊行した。これは目録の目的外使用に抗議する流対協加盟出版社有志が『日本書籍総目録』への出稿を拒否し、独自の目録を製作したものである。A5変型版68ページのものをも1000部印刷し、郵送料170円を含めて、切手200円送付すれば読者に発送するという方式をとった。また書店は取次帳合で新泉社宛に申し込めば60掛で卸したのである。¹⁷

1982年2月10日の流対協総会では、『NON 日本

書籍総目録』は3刷3500部を発行するに至ったことが報告されている。¹⁸また、1983年2月24日の流対協総会では、『NON 日本書籍総目録』82年版が黒字となったこと、1982年9月に小学館から「NON」の表示は同社の登録商標なので使用中止の申し入れがあり、1983年版は『補巻・日本書籍総目録』（仮題）として発行することになると報告されている。¹⁹

その後、『日本書籍総目録』84年版を編集するにあたって、書協の目録委員会は流対協に対して「集稿したデータは、出版社の意に反しないことを基本とし、出版者（ママ）が自社のデータ利用を希望した以外は、日本図書コード管理委員会への貸与も含めて使用しない」と文書で出稿依頼があったため、流対協としてはこの姿勢を評価して出稿拒否を解除した。しかし、これはあくまでも統一行動の解除であって『日本書籍総目録』に出稿するか否かは各社の判断に委ねられ、技術と人間、第三書館、せきた書房の3社は出稿せずと言明したという。²⁰

第三書館の北川明は次のように当時の状況を語っている。

ISBN表示を拒否していても書協は『日本書籍総目録』にそういういきさつ抜きに流対協加盟出版社の本を掲載していたので、掲載をやめたいところはやめようということになって、私のところはやめてたんですよ。最後まで載せなかったのはうちで、今は『日本書籍総目録』は冊子体では発行されていませんが、今年の6月にはじめて書協にデータを渡しました。それくらいずっと掲載していなかったのですよ。ここに『日本書籍総目録』1995年版がありますが、掲載出版社名のところに第三書館は載っていないでしょ。それで長い間、第三書館という出版社は存在しないと客に答える書店があつて、うちに問い合わせがあつたときに「おたくは存在しない出版社か」と言われたことがあります。それでも「総」目録にカンタンにからめとられない版元もあつていいのじゃないか、それを体現してみよう、というふうな気持ちがありました。²¹

出版社が書籍の書誌情報を『日本書籍総目録』に出稿することは読者、書店に自社で発行する書籍の存在を知ってもらうためであり、これを拒否することは出版社にとってよほどの決意がなければ取れな

い対応である。ところが流対協加盟社有志は敢えてこれを拒否し、書協への抗議を示すためにオルタナティブな「書籍総目録」を作ったのである。

3.1.4 取次との交渉

一方、1982年3月15日に流対協の第1回幹事会が開催され、流通・情報委員会からは3月5日に東販・堀書籍部長愛理、同宇都木書籍調査課長、3月12日に日販・下條仕入担当常務とそれぞれ会見した内容が報告された。それによると東販は「立前（ママ）として図書コード化をお願いしているが、このコードを流通上どう使用していくか検討中である。表示するかしないかは、出版社が個々に判断すること」とし、また日販は「オフレコを条件に、仕入窓口で指導していることを認め、当初からの主張の通り、ISBN表示がOCR文字で読みとれなければ役に立たないという見解で、出来るところからシステム化に着手して、そのメリットを公表、理解をえていく方針を語りました」という。しかし、いずれの取次もISBNを付けなくても支障はないとの回答であった。²²

ところが1984年5月、取次各社は出版社宛での支払通知書に「日本図書コード（ISBN）に関するご協力とお願いについて」という文書を同封し、「書店・取次間のオンラインネットワークシステムの稼動を一層加速させるためには当然、日本図書コード（ISBN）の入出力が不可欠であり、貴社ご刊行書籍のすべてにISBNの表示がなければ、流通と検索、オーダーエントリーに大きな支障を生ずる」とISBNの記載を強く要請されている。²³

そこで1984年6月18日、流対協は取協に対して日本図書コード表示およびシステム構想への見解を求める「申入書」を送付し、取協からは「自らの情報処理システムの構築を具体化し、出版業界に将来に備えることは必要」との回答があった。²⁴

取次との交渉については、あと2つの動きがあった。1つは共通雑誌コード関連の申入れ、もう1つは取扱出版社名簿への抗議である。

共通雑誌コードに関しては次のような展開をたどった。1985年7月29日、取協が雑協に対して「雑誌に関するPOSシステムについて」という文書を手渡していたことが業界紙の記事で明らかになり、流対協ではバーコードを含む「共通雑誌コード」として書籍のISBNと同じくOCR-Bフォント表示を基

本とするもので、流対協では注視していく姿勢を見せていた。²⁵

1985年11月16日付で、流対協は雑協に対して「会員社のなかで雑誌（季刊・隔月刊をふくむ）を発行しているものも少なくありませんので、『共通雑誌コード』表示の動きには、重大な関心をもたざるをえません」として「日本図書コード管理委員会がとったような、全雑誌に表示を強制することにならないよう、特段のご配慮をお願いしたいと存じます」と申入書を送付している。²⁶

また、注文品取扱出版社名簿の件では、1986年2月24日付で、流対協は注文品取扱出版社名簿に流対協加盟各社が受理を保留している出版者コードが各出版社名の頭に印刷されていることに対して、抗議文を東販と日販の2社に送付している。²⁷

3.2 第2期

3.2.1 FAX活用の流通改善案

第2期は抗議と申し入れの段階から、流対協として出版流通の改善案を検討するようになる時期である。ISBNによらない流通改善の対案を提示することによってISBN導入が出版業界にとってむしろ弊害の方が多いと主張する戦略と言えよう。

1986年2月24日の第8回定期総会を受けて、4月21日の流通・情報委員会の第1回拡大委員会において北川明委員は、東販・日販が紀伊国屋書店、日外アソシエーツと組んで情報データベース「BOOK」を構築したこと、取協が日本図書コード管理委員会を吸収する方向性を持っていることを指摘した上で、ISBN不要の流通改善案を提案すべきであるとしている。²⁸

なおこの「BOOK」については、北川委員は1987年2月17日に開催された第9回定期総会において、紀伊国屋書店と日外アソシエーツ、東販、日販が新刊見本の段階で取次の窓口に1点当たり1000円払ってコンピュータにデータファイルしてもらった「ブック・コード」という新刊情報システムの呼びかけがあったが、判型、ページ数、定価、その本の内容を250字にまとめて出すので、本が出る前にその内容がわかることは事実上の事前登録制になりかねない、と指摘している。²⁹

流対協の流通改善の件に戻ると、1986年6月24日、「ISBN＝日本図書コード不要の流通改善案」と

いうテーマで流通・情報委員会の第2回拡大委員会を開催し、この席上、北川委員は次のよう提案をしている。

今回、流対協はひとつの流通改善システムを提案する。それは、☆読者が書店で注文した本（特にカタい本）が現行よりも、確実に数日早く書店に届く。在庫の有無・重版出来日等も即座に判明する。☆そのためのシステムは、ISBNもコンピュータ導入も必要とせず、極めて安価である。という特長をもつ。具体的には、書店と版元を直接結ぶ電話ファックス・ネットワークである。これまで、従来の手書き短冊にせよ、取次あてファックスにせよ、さらにはTONETSやNOCSにしても、注文情報が取次に一旦停留し、それが次回集品時に短冊束としてとどけられるまで最低1日、最高数日以上を要していた。それがゼロ時間に短縮される。その分だけ確実に早く本が読者の手に届く。品切、絶版、重版中などのレスポンスもゼロ時間で可能になる。読者サービスとして、書店が渴望してきたところである。取次も膨大な短冊選別作業から解放されるのである。具体的なシステムの詳細については、近日中に発表・提案する予定。業界内の検討をまちたい。³⁰

1986年10月21日、流対協は第3回拡大委員会を経営・取引・流情の3委員会合同で行うこととし、北川明・流情委員がファックスによる流通改善の具体案を提示した。引用で示す。

- ① まず、どのような機種にしる、版元と書店がFAXを備えねばならないことは、言うまでもありません。
- ② 書店には、注文（情報）を直接、版元あてに送ってもらいます。
- ③ これには、特定の様式に統一された注文書を作成して、書店に使用してもらうことになります。
- ④ この注文書を受信した版元は、必ずその本を翌日出荷することにします。
- ⑤ 版元は、品切・重版中・発行せず等の事故伝があった場合、直ちに書店あてに返信する義務があります。

以上の要件を満たした上で、特注のアダプター

をFAXに接続することにより、プッシュホンと同様、現行の四桁の取引コードを押すだけで、各版元あての通信が可能になります。³¹

また、1987年2月17日に開催された第9回定期総会において、高橋昇・流通・情報委員長はおおよ次のように報告している。

1. ISBNは大手出版社が付け始めたために新刊の表示率は90%になったといわれるようになった。
2. これをきっかけに日本図書コード管理委員会が書協のある出版会館から日本図書館協会内に移転したが、これは国立国会図書館（自民党・国家権力）が自主出版物をふくむあらゆる出版物にISBN表示をさせることによって、むきだしの管理体制にもついでこうとする意図がはっきりした。
3. 流通・情報委員会はただ反対だけをしているのではなく、『FAXを利用した流通改善案』を提出し、日書連の協力を得るために現在、交渉中である。³²

結局、このFAXを活用して注文品の迅速調達をはかるという案は日書連などの賛同を得られずに実現しなかったが、流対協としては大手出版社とは異なり、書店からの注文品に対してはコンピュータよりもFAXの方が現実的に早く処理できるという考えがあった。少数数の専門書を中心とする流対協加盟出版社とコミック、文庫、新書などの定型量販書籍を発行する大手出版社では物流改善に対する考え方が根本的に異なると言ってよいだろう。

3.2.2 書誌データ一元化への批判

また北川委員は1987年1月、このFAX活用案をさらに詳しく述べるために「出版流通の最適システムをめざして—FAX活用による流通改善への私案」という文章を執筆している。この中で、北川は「昨86年末、日本図書コード管理委は重大な方向転換を行った。①12月25日付けで日本図書コード管理委員会を国会図書館影響下にある（社）日本図書館協会内に移す。②書誌情報統一化マークセンター（新設）の業務委託を受けて業界統一・流通情報作成に一役買う。③そのためのデータ作成経費は国会図書

館を通して国費による負担を期待する」と指摘し、「今回の日本図書コード管理委の日本図書館協会への移転を機に非商業出版物と出版者への『総背番号付け』が国家予算で強行されるのではないかと危惧を表明している。³³

このような危惧から流対協は1986年12月18日、「声明―書誌データの一元管理の危険性について」を発表する。これは日本図書コード管理委員会を構成する団体6者が書誌の基礎データをISBNを共通コードとして統一的に作成、維持することを決め、1987年春の実現にむけて準備を開始したことに対して、国立国会図書館をとおして国家の手にゆだねるといふ危険があり、反対運動を進めるといふ決意を表明したものである。³⁴

北川が批判する「書誌情報統一化マークセンター(新設)」が1987年12月21日に総会がもたれ設立された株式会社書籍データセンターという形で具体化し、1988年4月にはJAPAN MARCフォーマットへの転換プログラムが完成し、「標準 MARC」がスタートすることになる。書誌データの統一への経過について取協の会長で日本出版販売社長の五十嵐一弘は1988年当時、書協理事長で日本図書コード管理委員会委員長の服部敏幸(講談社)や日本図書館協会理事長の高橋徳太郎らとの座談会で次のように語っている。

業界のなかで、書籍のデータ者をめぐって、書協をはじめ各団体が前向きに、その取組についての話合いをほぼ10年ぐらいまえからはじめておりましたが、ある程度具体案が決まりましたのは61年3月の日本図書コード管理委員会に於てでした。それまで日販、あるいは他取次、あるいはTRC各企業で作成してきたマークを統一したらどうかということになり、「統一しようではないか」という方向に結論がでたわけです。従来この件については紆余曲折がありましたが、取協も私の先代の岡田社長の時代で、取次の会長をやっておりましたので、この問題を受け継ぎまして、業界一体になって進めようということになりました。そういうことで、昭和62年4月に、取協の中に統一委員会が設置され、東販さんと日販との話合いが行われて来たわけですが、並行して日販の中におきましても、技術的な面で、図書館部がTRCさんの技術陣と話合いまして、ジャパンマークフォーマット

による標準マークの作成という方向で、62年の秋、日本図書コード管理委員会でのことが正式に決まったわけです。³⁵

1980年のISBN導入論議のときに現れた出版情報センター構想は書協、取協の思惑が一致せず、暗礁に乗り上げが、1987年に設立された株式会社書籍データセンターでは書協も日本図書館協会も書誌データの統一に積極的な賛同を寄せているのである。

北川は流対協がこの書籍データセンター設立に反対した当時の理由を次のように語っている。

「出版情報をトータルでやって金儲けをしたいという構想があったわけですね。つまり大手の版元が集まって、出版情報を集めて金儲けしようとしているのではないかと、小零細版元は見捨てられるということが反対の基本的な理由です。」³⁶

北川のこの発言は、大手出版社は書誌情報を統一することによって図書館や流通という場面での合理化につなげることができるが、中小零細出版社にとっては逆に書誌情報だけが流通して書籍そのものの販売にはまったく結びつかないのではないかとという考え方を流対協はもっていたことを示している。当時、北川は出版業界紙に次のような論を展開していた。

全出版物のデータをひとつのコンピュータで処理できるデータベースにまとめようという動きが急速にすすんでいる。日本図書館協会が肝煎りになり、東販、日販、図書館流通センター(TRC)が拠出金を出して書籍データセンターを設立、そこで書誌データベースをつくる。実務は日本図書館協会、日本図書コード管理委員会などに業務委託されるという。(中略)本はそれ自体がデータベースであるという本質を持つ。したがって、データベースによってデータベースたる本質を得るシステムが可能になる。つまり、ある本に関するデータを得るだけでなく、その内容もそっくり全部提供してしまえるわけだ。ここに至れば事態は明らかだろう。日書連は書店SAのためにこの書誌データベースを不可欠としている。これで読者がほしい本を検索する。本を見つけて注文する。本が届いたら購入してもらおう。こうした一連の流れを前提としてSA構想が推進されている。ところが、本のデータを検索したと同時に本の内容をそ

っくりそのままその場で提供できるようになるとどうだろう。『こっちの本の第一章とそっちの本の第三章』という注文に応じてすぐさまその場でプリントアウトするシステムが可能である。書籍の販売業というビジネス自体が成立しえない瀬戸際に立っていることは明らかだろう。皮肉なことに本の販売促進システムが本の販売不要促進システムとして働くのである。³⁷

この北川の文章は 1988 年に書かれたものだが、まさに今日のアマゾン・コム「なか見！検索」、グーグル「ブック検索」といった出版コンテンツの全文データベース化を予見するものとして注目に値する。つまり、書誌データベースから全文検索への道筋を北川はすでに予感していた。ただ北川はコンテンツのデジタル化そのものを批判しているわけではなく、中小零細出版社の利益を考慮しないデータベース化の動向に危惧を抱いていたのである。北川は当時の書誌データベースと今日の全文データベースが共に出版社の利益につながっていないと次のように語っている。

アマゾンやグーグルで大騒ぎになっているが、出版社は、自分たちは儲からないのにエネルギーだけを使わせられる同じ轍を踏むのではないかと思っています。自分たちで情報を売ることができれば版元は著作権をおさえているので、中身を 1 ページ単位で売れるわけですね。私はそっちの方のことをもっと検討すればいいと思っているわけです。³⁸

書誌情報・物流情報のデジタル化からコンテンツのデジタル化へ進展する中で、一貫して中小零細出版社の視点から考えようとするのが北川の視点なのである。

3.2.3 「BOOKS あすよむ」の活用

流対協による流通改善への取り組みは FAX 活用による注文システムにとどまらず、新たな宅配システムにも及んでいた。1987 年 8 月 15 日の幹事会で三信倉庫からの「BOOKS あすよむ」という宅配システムの設立準備説明会開催の申し出を検討し、受け入れを決定するのである。そして 9 月 1 日の「BOOKS あすよむ」設立準備説明会に流対協加盟

30 社が出席し、うち 27 社が参加表明する。³⁹

「BOOKS あすよむ」とは三信倉庫が出版社から直接、書籍を常備在庫の形で預かり、読者の注文があれば即時に在庫書籍を宅配するという流通システムである。この方法によって読者は注文した書籍を注文の翌日、または翌々日に確実に入手できる。このシステムでは人文科学、社会科学の専門書を刊行する中堅出版社 200 社に限定するため、従来の出版社や取次から調達する書籍宅配システムよりも確実に届くという利点があった。

1988 年 2 月 25 日に開催された流対協の第 10 回定期総会で、流通・情報委員会の高橋昇委員長はおよそ次のように報告している。

1.1988 年 2 月に発足した「BOOKS あすよむ」は中小出版社の、しかも硬い本向けに作られたシステムであるから、これを自分たちの流通システムとして完成させていきたい。

2.ISBN に関して、1987 年あたりから日販が常備カードへの ISBN 記載を要求し始めている。要求を受ければ常備カードの印刷は日販が行い、データ入力もするのでかなりの費用が請求されるだろう。日販首脳に会見を申し入れ、今後の対応策を検討したい。⁴⁰

また翌年の 1989 年 3 月 9 日、流対協の第 11 回定期総会では、流通・情報委員会の高橋昇委員長はおよそ次のように報告している。

1. 日書連が VAN を導入して、店頭での使用を考えている。これについては北川委員が『新文化』1988 年 9 月 8 日号に「書誌データベースへの疑問」という文章を書いている。
2. 今回の消費税の導入にともなって、日本図書コードは定価の表示方法が変わり税込み表示をすることとなった。これは流通の基本的な道具として使われるということが、完全になくなったということである。
3. なお今年度から流通・情報委員会は北川明委員長が引き継ぐこととなった。⁴¹

こうして流対協の流通・情報委員会は高橋委員長から北川委員長へと引き継がれ、その後、ISBN 問題は急展開していくことになるのである。

3.3 第3期

3.3.1 出版者コード4桁への道

第3期は流対協がISBN表示保留を解除する動きを展開し、交渉を続けた時期である。

1991年3月1日、流対協の第13回定期総会において、流通・情報委員会の北川明委員長はおよそ次のように報告している。

1. ISBNが導入されて10年が過ぎ、最近になって保留の態度を見直してほしいという声が会員社内部から出てきたため、幹事会にはかつて検討した。
2. 見直しの意見が出た背景には、すでに流対協加盟社で10社くらいが現実に付けているということがあり、これは最近の消費税問題で加入した社ですでに付けていたところが多く含まれる。またISBNを付けていないことを理由に仕入れを拒否される事件が東販小牧営業所の店売で起こった。
3. 日本図書コード管理委員会の松平事務局長に本日午後には会い、1986年に流対協が文書で日本図書コード管理委員会に送ったまま回答がない問題について、基本的にはほぼ問題をクリアできるのではないかという感触を得た。
4. 流通・情報委員会では、このISBNを利用した流対協独自のFAXによる客注品流通システムについて検討を開始しているので、プランが具体化すれば改めて案内する。⁴²

この1991年3月1日の総会を受けて4月25日、流対協は35社の出席を得て、ISBN問題の会員集会を開催する。流通・情報委員会の北川委員長からこれまでの経過報告を受けたのち、質疑応答を経て、条件付きで保留解除の方針が承認された。その条件とは出版社コードの桁数差別を認めないということである。流対協が「出版者コードの4桁」にこだわるのは、流対協FAX客注システムにこの4桁コードを利用する前提があるからであり、もう一つは4桁と5桁では9999点と999点と対応できる書籍数にかなりの違いがあるからであるという。そして、あくまでもISBNの保留を解除したからといって、ISBNを表示するか否かは各社の判断によると注意している。⁴³

1991年4月25日の会員集会での決定に基づいて、流対協流通・情報委員会は日本図書コード管理センターの松平事務局長と交渉を進め1991年9月に了解点を見出すに至った。そこで会員各社にその旨の手紙を出し、この交渉についての委任状を取った上で具体的な作業に入り、すでに4桁で実際に利用している会員社以外の59社の「出版者記号申込書」を流対協事務局が取りまとめて、日本図書コード管理センターに提出した。しかし、日本図書コード管理センターは再び4桁ではない「差別コード」を割り振ってきたという。そこで10月30日に緊急連絡を会員社に流し、10月31日に出版クラブで会員社24社の出席を得て、日本図書コード管理センターの松平事務局長と会談を持った。この会談で松平事務局長は今回の出版者コード割り振りの白紙撤回と再検討を約束した。⁴⁴

3.3.2 日本図書コード管理センターの拒否

ところが1991年12月18日付で日本図書コード管理センターは流対協の申し入れを全面的に拒否する文書を送る。文書では次のように流対協の求める一律4桁化を拒否している。

前回もご説明申し上げましたように、ISBNの国別記号および出版者記号は、9桁のコード番号を全世界の出版者がうまく融通しあって使っているという趣旨で考え出された付番方式をとっており、その結果、発足以来20年経過した現在でも、十分に余裕のある状況を保っているのであります。また、わが国の場合、付番した出版者記号の総数は既に8300に達し、あと数年で1万者を越えることが予想されますが、出版者の桁数分布では、4桁以上は僅か10%に過ぎません。こうしたISBNの体系自体をご理解いただき、ご了承の上でなければ、今後とも、貴見とは交わることはあり得ないと存じます。折角のお申し出ながら、当委員会の討議結果をご連絡してご返事といたします⁴⁵

日本図書コード管理センターの予想外の文書に驚いた流対協は12月20日に緊急の幹事会を開催し、当面、東販と日販の書籍仕入に手紙を送り、「ISBN表示の強要をしないよう」申し入れた。⁴⁶

その後、流対協の流通・情報委員会委員と日本図書コード管理センターの松平事務局長の間で1992

年1月16日、2月7日、2月19日に交渉が続けられ、流対協の主張していた加盟社のすべてが4桁出版者コードを得るということは実現しなかったものの、実質的に9割以上の社が4桁になるというところでの解決がはかられた。

日本図書コード管理センターと流対協の双方が譲歩し、いわば政治的な決着がはかられたのである。

3.3.3 4桁化での和解

1992年2月28日、流対協は第14回定期総会を開催し、この席上、流通・情報委員会より実質的に9割以上の社が4桁になるところまで事態が進展したという報告がなされた。委任状が出された59社のうち、52社までは4桁となり、残った7社については今後3年間の出版活動の推移をみて見直すということで決着したという。これによって流対協加盟81社の出版者コードは、4桁が60社、5桁が13社、6桁が2社、割り当てなし（取次口座なし）が6社という分布状況となった。この時点で日本の出版社全体では取次店に取引口座があって出版者記号が割り振られている出版社は3千数百社あり、そのうちの4桁は650社、2、3桁は200社あった。⁴⁷

いずれにせよ流対協によるISBN表示保留はこれによって組織としては解除されたのである。

3.3.4 保留解除の背景

ここで改めて、流対協がなぜ1981年のISBN導入以降一貫してその表示を保留してきたのを1991年4月に解除の決定をし、1992年2月に組織としての保留解除したのかについて明らかにしておきたい。

流対協の高須次郎現会長はインタビューに対して次のようにその経緯を詳細に語っている。

いちばん大きな問題はその53号の記事にありますように、『見直しの意見が出た背景には、いくつかの理由があります。そのうちの1つには、すでに流対協加盟社で10社ぐらいが現実にかけているということです。この中には、最近の消費税問題で加入した社で、ISBNは以前から付けていたところが多く含まれています』ということです。もう一つは、『ISBNが付いていないということが理由で仕入れを拒否されるという事件が初めて発生しました。これは東販の小牧営業所の店売で起こったことです。複数の社でこのことが起こり

ました』という問題です。⁴⁸

流対協関係者はISBNを拒否していたのではなく、ISBNに関する諸問題を糾し、その問題が解決するまで出版者コードの受け取りを保留していたという論理を展開していた。ところがISBNをすでに表示している出版社が新たに流対協に加盟したことと、ISBNの非表示を理由に取次から実質的に仕入れを拒否される事例が、表示保留という方針の見直しにつながっていったというのである。また、高須は次のようにも語っている。

そして、このあとに『老婆心ながら、流対協が《出版社コードの4ケタ》にこだわるのは、次のような理由からです。1つは、現在検討を進めている《流対協FAX客注システム》に、この4ケタの出版社コードを利用する前提があるからです。もう1つは、出版社コードが5ケタの場合は、製品コードは3ケタしか使用できず、最大999点の書籍しか対応できないのに対して、出版社コードが4ケタであれば、製品コードに4ケタ使用でき、最大9999点の書籍に対応できます。さらに4ケタの数字に各社独自の意味を持たせることで、商品管理などに使用しやすくなります』と書いてあります。要するにこれが決定的だったのです。流対協の運動も流通の変化ということがあって、ISBNコードが普及して、流通に使われてきました。OCR-Bフォントの読み取りがいつから始まったのか。書協が書籍JANコードの説明会を開催したのが1990年11月のことですね。当時、OCR-Bフォントの読み取りが進んでいたと思うのです。もうバーコードの話が出てきている段階ですから。書店さんを回っていて、返品作業をしている現場の人からOCRで読み取らないと作業が大変だと言われることがありました。⁴⁹

つまり、流対協にとってISBN問題は日本図書コード管理委員会、書協、取協、国立国会図書館に対する抗議と申入れの段階から次第に出版流通現場の実務問題になってきたということである。

出版流通現場を知るエピソードとして次のような出来事が『流対協ニュース』に掲載されている。組織としてISBN表示保留を実質的に解除したからほぼ4ヶ月がたった1992年6月、流対協セミナー「日

販の物流システムと今後の課題」の出席者を中心に60 余名が日販ハイテクセンターを見学したときの小汀・流対協会長（新泉社）の様子である。

流対協加盟社であっても、ISBN 表示することで、唯一作業が機械化される部署を見ることができました。取次から書店に向けての伝票発行の部門です。ISBN 表示のある『本』は、スキャナによる自動読みとりで伝票が発行されますが、ISBN 表示のない『本』は、手作業での打ち込みのため、別ルートにながれて、作業員による伝票発行と梱包が行われていました。見学しているとき、たまたま会長社発売の『悪魔の詩』が流れてきて、会長はいたく感銘すると同時に、解除されたばかりの ISBN 表示に踏み切る決断を持ったように感じられました⁵⁰

つまり出版社が ISBN を表示しないという方針を貫くことによって、取次の現場では余分な工程を組み込まなければならなかったのである。

一方、北川は流対協の ISBN 表示保留の解除の理由を次のように語っている。

商業出版社は一般に 5000 社とか言われているけれど、すべて 4 桁にして、十分足りると。2 桁出版社が 4 桁出版社の 100 倍分を取るのをおかしいのではないかと。民主主義者を標榜する青木さんがそういう差別構造を持ち出すのはいかがなものかという議論をしたことがあるのですけれど。われわれが申し入れたのはその差別をなくしてほしいと、そして先ほど申し上げた商業出版物だけに付けると。2 ページ以上のすべての出版物に付けるというのはほとんどないということを使ったわけです。ご質問の ISBN 表示保留を解除した経緯というのはまさにそのことを日本図書コード管理委員会の松平さんとかだいぶやりとりして、最終的に最低限われわれの主張すべき点は通ったから解除したというのがいきさつですよね。⁵¹

つまり、もともと出版者コードの桁数差別と 2 ページ以上の非商業出版物にも付けるということが ISBN 問題であり、その問題が解決したから保留を解除したという見解である。

また 1991 年の保留解除を決定した時に流通・情

報委員会委員であった木下郁は取次が ISBN を付けない書籍の仕入れを拒否した事件については次のように語っている。

ごく一部で発生した問題であり、幹事会に報告はしましたが、ISBN を付けないとどうしても困るといふほどのことではなかった。恒友出版では ISBN を付けなければならないということにはなっていなかった。流対協では ISBN を承諾するかしないかは再販制にくらべると踏み絵にはしていなかった。新しく入ってくる会員社が ISBN を付けていようが、会員社で ISBN を付けるところがあるろうが、問題にしないというのが、流対協のカラーでした。組織として強制しない、一枚岩でまとまる、同じ方向でみんながまとまるという考え方があまりなかった。⁵²

以上を整理すると、流対協が 1991 年に ISBN 表示の保留を解除する方針を決定し、1992 年に解除したのは、①1989 年の消費税問題以降、流対協に加盟してきた出版社 10 社ぐらいが現実に付けていたこと、②ISBN を付けていないことを理由に取次で仕入れを拒否されるという事件が初めて発生したこと、ということが方針見直しの契機となり、③非商業出版物への表示の強制および ISBN を使った国家による言論統制の危惧は流対協の運動によって実質上なくなった、④出版者コードを 4 桁にするという要求が実質的に 9 割以上の加盟社について満たされたために保留を解除したということである。

このうち ISBN の表示と流通問題は 1990 年代初めは出版社にとってそれほど決定的でなかったが、日本の出版業界ではその後、書誌情報・物流情報のデジタル化が進展し、さらにインターネット書店の登場など、ISBN の表示は書籍を流通させる上で必要不可欠のものとなっていくのである。

3 出版業界における“南北問題”

—出版流通対策協議会（流対協）と日本書籍出版協会（書協）—

ISBN 問題をめぐる流対協の活動を中心にここまで見てきた。それでは流対協と書協は日本の出版業

界において、それぞれどのような位置にあるのだろうか。

日本の出版業界には多数の団体があり、共同して出版にかかわる様々な問題に対処し、会員社の利益をはかっている。その中でも書協は会員数をもっとも多く、日本の出版社団体を代表する組織である。1957年3月の設立時には307社、2006年9月現在では478社が加盟している。

ISBN 問題では、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本出版取次協会、日本書店組合連合会（1987年より日本書店商業組合連合会）のいわゆる出版4団体と、日本図書館協会、国立国会図書館の6者により、1980年1月、日本図書コード管理委員会が発足したところから始まっている。このとき、出版社団体としては書協と雑協が入っているが、実質的には書協が出版社の代表としてISBNの導入を進めてきたと言えよう。そして書協に出版社を代表させることに對して批判的な団体が、中小零細出版社を中心に1979年1月に80社で結成された流対協である。（2006年9月現在、106社）

1980年3月10日に日本書籍出版協会の会員社以外の出版社向けに開催された説明会では、ISBNの導入経緯やISBNそのものの必要性に対する疑問が参加した出版社によって主催者側に激しく突きつけられ、会場は騒然となった。そのときの模様を1980年から1995年3月まで日本図書コード管理委員会（のちに日本図書コード管理センター）の事務局長だった松平直壽は後に次のように語っている。

日本図書コード管理委員会に常勤（事務局長）したのは、1980年の4月頃ですから、委員会発足後でございますね。3月頃でしたか、東販（現トーハン）8階の大会議室で書協会員外の版元に対して、初めてISBNの説明会がありました。その頃は、お手伝いで、エレベーターで説明用のパンフレットを運んでいて、会議室の前に来たら、ワァーと怒号がきこえました。吃驚しました。どうなることか、と思いました。皆さんに受入れてもらうのに、結局10年くらいかかった、ということでしょうか。⁵³

この騒乱の説明会から5日後の3月15日、流対協は「声明・本の背番号制の強行に反対する」を発表する。

この声明の別項「問題点とは何か」の第1項目として掲げられた「全出版者（5600者）にかかわる問題であるにもかかわらず、全出版者の10%に満たない書協（410社）のみしか参画していない管理委員会の成立・構成に疑義がある」ことこそ、まず反対運動が日本図書コード導入への疑義として挙げた第1の点である。⁵⁴

1980年4月24日、出版クラブにおいて日本図書コード管理委員会と流対協の第1回の会談が行われた。流対協は小汀良久（副会長・新泉社）、菊池泰博（現代書館）、北川明（第三書館）、佐藤英之（批評社）、鈴木大吉（再販・取引委員長、一光社）、鈴木誠（れんが書房）、関田稔（せりか書房）、高橋行雄（風濤社）、高橋昇（流通・情報委員長、技術と人間）、柳瀬宣久（日中出版）、山下三郎（副会長、図書出版社）、渡辺勝利（東京経済）の12名が出席し、欠席は救仁郷会長の1名であった。一方の日本図書コード管理委員会側は青木春雄委員長（青木書店）、市嶋純（講談社）、大木寿雄（学習研究社）栗原均（日本図書館協会）、下條泰生（日本出版販売）、佐々木繁（書協）、関根登（東京出版販売）、宮坂逸郎（国立国会図書館）、三浦兆志（栗田出版販売）、松平直壽（事務局長）の10名が出席し、欠席したのは神戸（書協）、高野・中村（日書連）の3名であった。

この席上、流対協の小汀副会長が「非商業出版者も参加させる今度のコードについて管理委は十分な民主的手続きを経っていないという所に疑問があります」と糾した。

これに對して青木委員長は次のように回答している。

いわゆる4団体—書協、雑協、取協、日書連—は出版業界を代表する当事者団体として歴史的に色々の仕事にたずさわってきた、そうゆう実績、建前からこの4団体プラス図書館界という形で管理委は育ってきました。税金問題とか、再販問題とか、鉄道運賃、郵便料金であるとか、それぞれの問題に今まであたって、これを業界にプラスになるような働きをしてきた。そうゆう仕事をつみ重ねてきたので、4団体が一応代表するような形でこの問題の中心になって動いてきた、こうゆうことを認めていただけないだろうか。問題はそれよりも、多くの出版社の意見をもっと多く聴取し

て、考えを汲み上げることの方に問題があるのではないかと私は考えます。⁵⁵

出版業界のことは出版4団体で取り決めていくということを今日でも流対協は批判している。流対協事務局の木下郁は次のように話している。

業界4団体でなんでも決めてきたという慣習はおかしいと思う。書協と雑協だけならばまだ分かるけれど、取協と日書連が入ればタテ・ヨコのカルテルになってしまう気がします。再販制の弾力的運用でもそうだけれど4団体で決めることはできないはずなのに、4団体だけで話し合っている。

⁵⁶

またISBN問題の場合は当初、商業出版物だけでなく2ページ以上の出版物であれば非商業出版物も含めて表示するとしていたため、商業出版社の中の書協加盟出版社だけでよいのかという決定権の正統性が問われたのである。

書協が日本の出版業界の主流派であるのに対して、流対協は中小零細出版社によって構成されている。実際、流対協はISBN問題と平行して、「差別取引撤廃」の運動を進めていた。流対協会員各社と書協会員社との決定的な違いは出版社の創業年ではなく、また売上げでもなく、取引条件の違いであると流対協は主張していたのである。1991年3月1日に開催された流対協第13回定期総会の席上、菊地泰博取引委員長は次のように報告している。

例え同じ本を作っても、われわれは68とか69という建て正味であるのに、片や72とか73、ひどい場合には8掛けということで、それが何とかならないのかということ交渉したい、ということがわれわれの最大の願いであるわけです。⁵⁷

ここでこの「差別取引」解消のための流対協の活動を振り返ってみよう。

設立当初から流対協は取次に対する取引ガイドラインの提示を求めていた。1981年5月28日、ついに東販の関根書籍部長、堀書籍次長と流対協の救仁郷会長、小汀副会長、菊地・佐藤・鈴木誠・各取引委員との会談が実現し、東販から①支払い保留については6ヶ月以上の実績をみた上で協議に応じる、

②仕入割引(歩戻し)については1年以上の実績(返品率30%未満)をみた上で協議に応じる、③委託品の内払いについては3年以上の実績をみた上で協議に応じ、内払いの率は精算時に10%位の支払いを見込める額である、という3項目にわたるガイドラインが明らかにされた。これを受けて、『流対協ニュース』では正味68%の場合と正味69%の場合の仕入割引と返品率を計算し、流対協会員各社が実情に照らして、仕入れの引き下げ交渉に入るための指標を示している。⁵⁸

従来、取次は取引は個々の原則を主張して、出版社団体との正味問題の交渉には応じていなかったが、流対協はこのような日本の取次の姿勢を新規出版社に対する参入障壁であるとして厳しく批判し、交渉を要求し続けていた。

また流対協は取次による「支払保留」を問題としていた。1985年5月4日には東販の堀書籍部長、館野次長、金田課長と、流対協の救仁郷会長、小汀取引委員長、井上・鈴木・高須・各取引委員と懇談し、「支払保留」について取引が1年以上経過し、かつ相当の売上げ実績があり、返品率が業界の平均返品率を大きく上回っていない条件が満たされれば、支払保留の撤廃に応じるという感触があったという。支払保留とは、新規参入出版社に対して取次が一定の帳尻が出来るまでの暫定措置として、売上げに対する支払いをしばらく保留する取引条件のことである。この保留措置により、出版社の資金繰りはきわめて厳しいものになる。流対協では支払保留の実態を取次との交渉によって明らかにするように求めた。1985年の時点で、支払保留の目安として東販では年間取引高を500万円くらいをボーダーラインにしている模様であり、この回答を受けて第三書館と緑風出版の2社が東販の支払保留撤廃を実現している。

⁵⁹

1987年2月17日の流対協の第9回定期総会において、菊地取引委員長は新規参入出版社の場合には正味を67%、歩戻し5%、支払保留30%(6ヶ月間)という取引条件を強要していると取次の姿勢を非難し、流対協としては正味68%の線を絶対守り、支払保留に関しても交渉を重ねるべく会見を申し入れているが、なかなか応じてもらえないと出席した会員各社に報告している。また成果としては第三書館の支払保留とペリかん社の歩戻し撤廃を挙げている。⁶⁰

また、流対協は1990年8月17日付で「公正な取引制度確立のための提言」を公表している。これは取協が「定価の改定（運賃問題）について意見を伺いたい」旨の手紙と一緒に取協・適正流通研究委員会が1990年6月にまとめたという「書籍の適正流通を目指して」という資料を流対協に送付してきたことに答えたものである。

この文書で流対協は「1.正味格差の圧縮をはかる
2.定価別正味の最高ランク73掛を最高正味とする。
3.同じく最低ランク69掛以下の正味は、一定の努力目標を設定して69掛への道を開く」など3つの提言をしている。⁶¹

1991年5月15日付で、流対協は支払保留問題についての交渉を求める申入書を東販と日販に送り、東販からは6月6日の交渉で「注文仕入占有率が60%で、かつ総返品率が40%であることを目安とし、過去3年間に過払いが発生していなければ、支払い保留の見直しについて前向きな姿勢で話し合いに応ずる」という回答を引き出している。

一方、日販は「総返品率が30%を切らなければ、支払繰延見直しについて考えられない」と交渉は暗礁に乗り上げた。⁶²

1993年当時、流対協は「差別取引」問題について次のように主張している。

「流対協が一貫して求めていることは、『取引の公平・公正』です。具体的には『取引条件の基準をはっきりせよ』ということです。全ての取引条件を、まったく同一にせよ、ということではありません。取引の実績や、商品特性、取引先への貢献度などで取引条件が異なるのは、たとえ再販商品といえども、自由取引のもとではありえないことです。しかし、現状のように基準がまったく示されず、単純に返品率が高いことだけをもって差別取引条件を押しつけられている状態は、決して公平・公正とは言えません。聞くところによれば、大手版元の場合、文庫やコミックなどの『低価格商品』を含めて、委託品の代金は100%翌月払いとなっているとのことです。まだ売れてもいない商品の代金を全額払うために、売れたことがはっきりしている注文商品の代金を半年も支払わない、というのは、優越的地位の乱用であり、不公正取引です」⁶³

その後、流対協が改善を求めてきた日販の「差別取引」問題については、1993年2月23日大きく進展した。「めこん」は支払保留および仕入割引が全廃

され、「青弓社」は支払保留を撤廃、歩戻しは2%へ引き下げということで決着した。またこの2社との合意について、「この基準は2社に限定した特例ではない、今後取引条件を変更したい社は、この計算式にのっとって算出した値が日販の条件を満たしていれば、支払保留、歩戻しは撤廃することを確認している。⁶⁴

流対協による「差別取引」改善の取り組みは今日も続いている。例えば2006年3月2日に開催された流対協の第28回定期総会では、差別取引撤廃の取り組みについて次のような報告がなされている。

「この間、新規取引で67掛け正味、歩戻し5%、支払い保留6ヵ月30%といった取引条件が一般化し、さらにこれを上回るひどい条件が各社に押しつけられるなかで、会員社の不満が高まり、改善への要望が高まっていました。（中略）1月27日、トーハン、日販など取次7社に対し、支払い保留の無条件即時撤廃、歩戻し上限3%、正味68%か定価別正味の要求を骨子とする要望書を、2月末日を回答期限として提出しました。」⁶⁵

これを見ると流対協の主張する取引条件改善は、新規参入する出版社に共通する課題であることが分かる。出版業界の閉鎖性を支えているのが「差別取引」による新規参入の困難さであり、日本の出版流通の要に位置する取次による優越的地位の濫用であるというのが流対協の長年の主張である。

また出版4団体が業界の主要な問題を決めていくことに対して、流対協は強い不満を抱いていた。高須次郎は2006年に日本図書コード管理センターに流対協がオブザーバー参加することになった経緯を次のように語っている。

「われわれは再販問題であれ、あらゆる問題で決定への参加ができず、決定のプロセスを知らない。つまり拒否権しか与えられていない。ということで今までやってきた。そこでどうするかということで、オブザーバー参加することになった。」⁶⁶

つまり、これは日本の出版業界における構造改革の問題なのである。日本の出版業界で新規参入出版社に不利な取引条件があり、流対協は文字通り「出版流通対策」のために中小零細出版社が設立した出版社団体である。書協加盟社と流対協加盟社の格差は、日本の出版業界の“南北問題”と呼ぶうる構造をもっており、そうした背景抜きにISBNと流通合理化構想との関係は解明できない。

5 結論

1981年1月、ISBNが導入されたことはその後の書誌情報・物流情報のデジタル化の進展につながる日本の出版流通の1つの転換点であった。しかし、出版流通対策協議会（流対協）は日本図書コード管理委員会によるISBN導入に対して反対運動を展開し、加盟各社は割り当てられた出版者コードの受け取りを拒否し、ISBNの表示を保留するという事態に至った。そこで本稿ではISBN問題を通して日本における出版社団体間の対立構造を分析するために、1981年のISBN導入時から1992年流対協がISBN表示保留を解除するまでの経過とその背景を『流対協ニュース』と当事者のインタビューを通して検証した。

ISBNが導入されてからの流対協の取り組みを便宜上、3期に区分して検討した。第1期は1981年の導入以後、推進側に対して流対協が様々な抗議や申し入れを行った時期である。ISBN導入とともに提示された出版資料情報センター構想の問題、具体的な流通合理化案の問題、国立国会図書館が関与することの問題などを追及し、また出版者コードの桁数決定という本来の目的外に使用されたことに抗議して書協発行の『日本書籍総目録』への出稿を加盟出版社有志が拒否し、独自に『NON日本書籍総目録』を刊行した。さらに取次に対してもISBNと流通合理化との関係を明らかにするように求め、共通雑誌コードを強制しないように申入書を提出し、受け取りを拒否しているISBNの出版者コードが取次の注文品取扱出版社名簿に掲載されていることに抗議文を送付している。

第2期は1986年からISBNによらずFAXを活用する流通改善案を提案し、「BOOKS あすよむ」という倉庫宅配システムに参加するなど、対案を積極的に提出した時期である。取次が企業VANによる受発注システムとして構築した東販「TONETS」や日販「NOCS」よりも、中小零細出版社にとっては書店から出版社へのFAX注文がもっとも早いと主張したが、これは実際には日書連の協力を得られず新流通システムとしては実現に至らなかった。また三信倉庫の「BOOKS あすよむ」という宅配システムに積極的に参加したが、これも長くは続かなかった。しかし、中小零細出版社にとってはVAN（付加価値通信網）を利用したコンピュータ受発注システムは

経費負担の割には直接の売上げ拡大につながらないこと、ISBNによる流通合理化は売れにくい本をますます淘汰する方向性につながるという危惧をこの時代に流対協はしばしば主張している。

第3期は1991年にISBN表示保留を機関決定として解除し、その後続くさまざまな交渉を日本図書コード管理センターと行い、実質的に9割以上の加盟出版社が出版者コード4桁になるところまで事態が進化した時期である。

そこで明らかになったことは、流対協が1991年にISBN表示の保留を解除する方針を決定し、1992年に解除したのは、①1989年の消費税問題以降、流対協に加盟してきた出版社10社ぐらいが現実についていたこと、②ISBNを付けていないことを理由に取次で仕入れを拒否されるという事件が初めて発生したこと、ということが方針見直しの契機となり、③非商業出版物への表示の強制およびISBNを使った国家による言論統制の危惧は流対協の運動によって実質上なくなった、④出版者コードを4桁にするという要求が実質的に9割以上の加盟社について満たされたためであった。

さらにISBN問題の背景には、書協と流対協という異なる出版社団体の対立構造が存在したことを検証した。流対協はそもそも①再販制の擁護、②差別取引是正、③言論・出版の自由の擁護を方針として1979年に設立された中小零細出版社による団体である。一方、書協は1957年に設立され、日本の出版社団体の中で最大の会員数を誇り、日本の出版業界を代表する団体である。流対協会員各社と書協会員社との決定的な違いは出版社の創業年ではなく、また売上げでもなく、取引条件の違いであると流対協は主張していたのである。そして流対協が一貫して求めていることは、取引の公平・公正であり、取引条件の基準をはっきりさせることであると言う。

このようにISBNの表示保留とその解除の経過を検証することによって、日本の出版業界における“南北問題”の存在を鮮明にすることができた。出版流通合理化構想が現れるたびに繰り返される出版業界の論争の淵源はまさにこの“南北問題”の存在抜きには語るできないのである。

【付録 1】

「出版流通対策協議会と ISBN 問題

—北川明氏（第三書館）に聞く—

（聞き手：湯浅俊彦）

2006年9月4日（月）10:00-11:00

東京・大久保・第三書館にて

—1981年に日本の出版業界では ISBN が導入されましたが、出版流通対策協議会は 1991 年に表示保留の解除を決定するまで長年にわたって本に ISBN を表示しませんでした。1991年に保留解除を決定した理由というのはなんだったのでしょうか。また 1980年代に ISBN 導入に反対した理由のうち、本の国家統制をもたらすということは結果的にはそうはならなかったのではないのでしょうか？

北川 本の国家統制ということに関しては、現実には流対協がいろいろ取り組んでその結果としてそういうことがありえなくなったというのが私たちの認識です。もちろん国家にそのような意図があったかどうかは別にして、国家統制にならないような ISBN というものをわれわれは目指してそうになったというのがわれわれなりの結論なのです。経過をお話すれば最初こういうことです。書協の青木さんなんかは ISBN 導入を流対協も含めて業界に呼びかけたときは、1つは 2 ページ以上のすべての出版物に流通の有無を問わず付けるといいました。もう 1つは桁数差別みたいなものは当然だというような話だったのです。流対協はその時点ではっきりと青木さんを含めて当時の推進派にこれは問題だと申し入れた。そのときこちらが言ったのは 2 ページ以上ということではチラシから同窓会名簿まであらゆる出版物に ISBN を付けられることになり、それは出版物の国家統制に道をつなぐものである。そういう付け方を考えるのは間違いではないか、とまず申し入れた。ISBN は商業出版物だけに付ければいいのではないか。だいいち図書コード管理委員会がすべてのチラシを集めるなんて出来ないから官庁（特に警察）に頼むか何かするわけで、それこそ官僚統制してくださいというようなものである。付ける側にしたらすべて付いているという自己満足はあるかもしれない

けれど、出版業界そのものにはメリットはないということとわれわれは話に行ったわけです。ISBN を商業出版物だけに付けるのでしたらわれわれは反対しないとちゃんと言っているわけですよ。なぜかという、書籍コードはすでに付いていたわけですから、本にコードを付けること自身がけしからんとは言っていないわけです。そのへんがちょっと誤解もあるし、流対協が打ち壊し運動をしたようなイメージで語られたことがある。商業出版物だけに付けるのであれば付け方もあるだろうということを申し入れたわけです。一つ言ったのはいわゆる桁数差別です。やり方としては 2 桁のトップを岩波が取って、そのへんを押さえてから図書コード委員会は進めていった。

—出版社コードの「00」はまず岩波が押さえたのですか。

北川 まず図書コード管理委員会が岩波書店に持って行ってね、相談したと言われています。その場に居合わせたり、文献として残っているわけではないですけど、青木さんはそういう話をしていました。われわれは、それはおかしいのではないかと。商業出版社は一般に 5000 社とか言われているけれど、すべて 4 桁にして、十分足りると。2 桁出版社が 4 桁出版社の 100 倍分を取るのはいかかものかという議論をしたことがあるのですけれど。われわれが申し入れたのはその差別をなくしてほしいと、そして先ほど申し上げた商業出版物だけに付けると。2 ページ以上のすべての出版物に付けるというのはほとんどないということも言ったわけです。ご質問の ISBN 表示保留を解除した経緯というのはまさにそのことを日本図書コード管理委員会の松平さんとかだいたいやりとりして、最終的に最低限われわれの主張すべき点は通ったから解除したというのがいきさつですよ。

—保留を解除して流対協加盟の出版社は ISBN の出版社コードが 4 桁になりましたね。

北川 うちも割り当てられていたのは 6 桁だったのだけど、われわれ流対協版元は少なくとも 4 桁には

なったわけですね。最初要求していた、出版社コードの2桁、3桁というのは要らないのではないかという問題は、もう既得権益みたいになってしまっていて通らなかつたけれどね。商業出版は少なくとも4桁で統一すべきだということを申し入れたのです。

—団交のような流れがあつて、4桁になつたので妥結して保留を解除した？

北川 団交というよりもむしろわれわれの考えでは基本的には中小零細出版が出版業界内で運動する場合、中小零細出版社のイニシアチブでシステムそのものの根本を変更するのは無理だろうと。基本的な戦略的な発想としては例えば正味格差の是正のようなことも、システムとしてなかなか変更できない。しかし、ISBNならISBNを導入する中で少なくとも中小零細出版に不利にならないように、また国家統制などを導かないように要求してそれを通すというそういうレベルでの改革は可能ではないかという発想がもともとあつたわけですから。それでそういう申し入れをして、向こうはのんだわけです。

—それが流対協の1991年3月の総会、4月の会員社集会でのISBN表示保留の解除決定の理由ですね。かなり文献を調べてもそのあたりのことがついに分かりませんでした。

北川 いろんな資料がないのはなぜかというとその当時、メンバーの中では当たり前だったからです。全員が一緒に動いていましたから。幹事社や参加社が知らなければ説明する必要がありますが、そのころみんなで一緒に動いていましたから知っていた。それじゃまあ解除しようということになつたわけですね。ISBN表示を拒否していても書協は『日本書籍総目録』にそういういきさつ抜きに流対協加盟出版社の本を掲載していたので、掲載をやめたいところはやめようということになって、私のところはやめてたんですね。最後まで載せなかつたのはうちで、今は『日本書籍総目録』は冊子体では発行されていませんが、今年の6月にはじめて書協にデータを渡しました。それくらいずっと掲載していなかつたのですよ。ここに『日本書籍総目録』1995年版がありますが、掲載出版社名のところに第三書館は載っていないでしょ。それで長い間、第三書館という出版

社は存在しないと客に答える書店があつて、うちに問い合わせがあつたときに「おたくは存在しない出版社か」と言われたことがあります。それでも「総目録にカンタンにからめとられない版元もあつていいのじゃないか、それを体現してみよう、というふうな気持ちがありました。

—いまアマゾンで検索して「在庫なし」表示が出たら出版社にも在庫がないと誤解される問題と似ていますね。

北川 そうそう。それでISBNの表示保留問題はそれで解除したわけですね。流対協としてはそのとき加盟していた社は4桁にすべきだということで、4桁に全部なつたわけですね。私はその頃、流通情報委員会の委員長をしていましたから、それから数年経つたときに新規加入出版社が何社かあつて、その人らは5桁や6桁が多かつたので、4桁にしようという運動を私が提起したことがあるのです。そうしたらそのときはもう何年か経っていたから、みんな4桁はほしいが、自分たちが運動してまではほしくないということだった。私はそれなら無理だろうということでやめた流れがあるのです。

—それで私の『出版流通合理化構想の検証—ISBN導入の歴史的意義』を出したポット出版も流対協加盟なのに6桁なのですね。

北川 そうです。私がアンケートをとって聞いたのだけど、4桁はほしいが運動してまではというような反応が圧倒的に多かつた。以前はだいが松平さんとやりとりして4桁までにこぎつけたのですが、そのエネルギーが感じられなかつた。

—現在では鈴木藤男さんも「ISBNの日本コードは1億点の容量なので、2桁(100万点の容量)出版者を20者設定しなくてもよかつたのである。つまり、導入時において大手出版者の過去、現在、未来の出版点数を総合的に判断しても3桁(10万点)でことが足りたのである」と『文化通信』の拙著の書評にも書かれていますね。

北川 それはわれわれが最初から言っていたことなのです。いやもう本当にばかな話なのです。少なく

とも取次と取引があつて、流通に乗っている版元は等しく4桁にすべきじゃないかと申し入れたのですが、けれどね。

—出版業界紙『新文化』1988年9月8日号に「書誌データベースへの疑問」と題して北川さんは出版情報それ自体が売買されることや、『この本の第1章とそっちの本の第3章』という注文に応じてすぐさまその場でプリントアウトするシステムが可能である」と今日のアマゾンやグーグルの動向を予見されたような文章を書かれています。これは書籍データセンターができた頃の話です。そこで2番目の質問ですが、13桁化やウェブ上のISBNの付与の問題、つまり2005年からのISBN問題については流対協の対応が違いますね。これはなぜでしょうか。

北川 流対協は今、以前と同じものだと思つたら困るくらい別のものなのです。私も幹事ではないのでもう幹事会にここのところずっと行っていませんからね。

—役員とかされていませんか？

北川 役員もしていません。流対協では幹事になるかならないではぜんぜん情報も違うし、決定にも参加しないから、今はまったく別のものなのです。以前は「闘う流対協」でしたが、いまは「声明の流対協」になったと思うのです。まあそれは流対協の問題なのですが、13桁の問題は単にアメリカの都合で変更を言ってきたわけで、これに唯々諸々と乗るのは日本の出版界としてはまったくばかげた対応だと思うのですが、まあ乗ることになりましたけれど、これのメリットはほとんどないと思うのです。また、本というものはISBNに1対1で対応していますが、ウェブ上のコンテンツに対しては1対1で対応しなくなるのではないかと。却ってISBNの体系そのものを危うくするのではないかと気がします。情報媒体の性質としてそういう問題があるのではないかと。

—具体的に流対協でこのウェブ上のコンテンツへのISBN付与の件で全社が集まったということはないのですか？

北川 まったくない。流対協は以前とは違ってそう

いうことに関心もっている人は多くないですよ。

—最新の2006年度の議案書を見ますと、商品基本情報センターについては以前とはまったく正反対の対応になっていますね。

北川 昔の発想で言えば、商品基本情報センターにああいうふうコミットすることはない。またああいうふうな位置づけというのは議論せずに書いてあるなあという気がします。以前の出版情報センター構想と今回の商品基本情報センター構想は似ているけれどぜんぜん違うものだという認識を私はもっています。私の理解では、出版情報センター構想は本そのものが売れなくても本にまつわる情報は売れるだろうというもので、まさに紀伊国屋書店のパブリックにつながる世界です。本が売れないなら売れないで情報を売ればいいということになりかねないと私は危惧していたし、実際そうやってきた。以前の出版情報センターはそういうことも含めた構想が基本にはあったと思う。今回の商品基本情報センターについて私は単に書協がしんどくなったから書協以外の出版社も出してよというくらいの意味しかないと。だからまったく別だと思つています。だからそれだけになかなかうまくいかないだろう。このあいだ中心でやっている人に聞いたけれど、中堅版元が協力しないみたいですね。

—書協の中の中堅版元がですか？

北川 書協の中の3桁出版社がほとんど協力しないというのだけれども、それはそうだと思うのです。もういっぺんこれを作り直して、お金を出し直して、在庫情報なんかを出すみたいな話に皆なかなか乗らないのです。流対協の中の人でも一所懸命やっているからわれわれなんかお付き合いしましょうということになっているけれど、それだけではトータルな動きにならない。

—書協会員社よりもむしろ流対協の会員社が在庫情報を提供しそうですか？

北川 流対協の中の人が一所懸命やっているからという意味以上には質的に変わったものではないということですね。

—1980年代の出版情報センター構想、1987年の株式会社書籍データセンター設立には北川さんは批判をされましたね。

北川 出版情報をトータルでやって金儲けをしたいという構想があったわけですよ。つまり大手の版元が集まって、出版情報を集めて金儲けしようとしているのではないかと、小零細版元は見捨てられるということが反対の基本的な理由です。

—書籍データセンターは日本図書館協会が監修して統一 MARC を作るという発想だったと思うのですが。

北川 出版情報をどう使うというのを全員が一致していたのではないけれど、そっちへ持っていこうという発想がありました。私は、パブラインなんかはそういうところから出てくる当然の発想だと思うのですよ。

—現在の日本出版インフラセンターの前身で 2002年に設立された日本出版データセンターは書籍データセンターとは異なる目的で作られたものですよ。

北川 だから日本出版インフラセンターは書協が自分だけでやるのはしんどいからもっとみんな負担してよということが基本だと私は思うのですよね。それ以上の意味、トータルな情報戦略があるようではないし、実際ないのですよね。青木さんらの出版情報センター構想は絵空事だったけれど、自分なりの展開ができるのではないかと発想を持つ人がその推進者の中に何人かはいましたね。

—1980年に ISBN 導入と出版情報センター構想が同時に出てきたときは、国会図書館などは別に商業と非商業というのではなくて、全国書誌データ作成機関としての発想だと思うのですが。

北川 2 ページ以上の出版物の ISBN 付与の問題と絡んでいて、あの頃、国会図書館の人とも話したのですが、2 ページ以上の出版物に全部 ISBN を入れてくれたらありがたいということだった。しかし、流対協としては絶対にのめないということで、結果

として商業出版だけになりましたよね。結局、商業出版以外には付けられないということで、旗を降ろしたわけですし、われわれとしては流対協の運動がそういうものにもっていったと思っています。松平さんとは流対協は長い付き合いをしていました。彼が辞めるときも流対協で一席設けてねぎらったくらい、付き合いは長かったです。われわれの要求が 100% 通ったわけではないけれども、少なくともわれわれの要求のラインでまとまったということは事実です。

—ISBN の表示率は商業出版社ではほぼ 100%と書いていい状況ですが、遺跡発掘調査とか市町村や政府系の出版物のような「官庁その他の資料」に付いていないので押し下げてしまっている。これは流対協の小汀さんが当時言ったみたいに政府系出版物にむしろ ISBN を付与して、国民の知る権利を保障するべきではないのか、市民運動や労働運動が作ったパンフレット類に番号を付けるのは国家統制に道をひらく。だから逆じゃないかという話でした。そして政府系出版物の付与についてはその後も進展していないことが明らかになっている。

北川 そのときにその議論がありました。結局、2 ページ以上というけれど官庁の出しているものは ISBN を付けないと早々と決めたのです。秘密資料にも付けなければならないのでは困ると官庁側が抵抗したということでした。民間の本だけ 2 ページ以上のものに付けるというのは変だということで、最終的に民間のものも商業出版だけということで話がついたわけです。

—労組のパンフレットなどにも ISBN を付けようと本気で考えていたのでしょうか。

北川 考えていましたよ。青木さんなんかものすごい楽観主義者でね。

—私の理解では本に番号が付いたからと言って国家統制はなかった。しかし、ISBN 導入が一つの大きな転換期になって書誌情報・物流情報のデジタル化が進展し、書店の格差が拡大し、結果的に中小零細書店の閉店・廃業が増加した。また POS システムの導入によって書店現場でのアルバイト・パート化が進んだ、というところは当たったと考えています。

北川 私が『出版流通合理化構想の検証—ISBN 導入の歴史的意義』では違うなと思ったのはそこなのですね。国家統制への道は運動によってそうさせなかったのだ。だからこそわれわれも和解した。流通上の変化はおっしゃるとおりです。

—そこにはなんらかの担保というか何か文言があったのですか。

北川 一応、松平さんの方でそういうふうにしますから、ということだったのでまあまあいいでしょう。もちろん決議書があったとか誓約書があったとかはないけれど、実際のところ2ページ以上の出版物すべてにISBNはつけていないですからね。流対協の中では明白なのです。われわれの認識も、そして流れもそうですからね。本の総背番号制というのは分かりやすいからそう呼んだけれども、書籍コードはそれ自身背番号制ですから。そのこと自身を反対しているように言われるのは違う。商業出版物にコードを付けるなどということは一回も言ったことはないわけですよ。付けるなら差別のないものを、と。実際に2桁の出版社と6桁の出版社はすぐメリットが違ってきますからね。何度も議論しましたがけれど。全部4桁にすればすぐにでも付けるという話は何回もしました。

—拙著『出版流通合理化構想の検証—ISBN 導入の歴史的意義』の書評で新潮社の鈴木藤男さんが『週刊読書人』2006年4月7日号で、流対協の保留解除の理由を推測して、「この時期はOCR B フォントのISBNから書籍バーコードに発展した時なのである。それによって書籍の流通に飛躍的進展が現実味をおびてきたのである。ここまできると、バーコードの採択はともかくとして、業界の標準としての識別ツールとしてのISBNを受け入れざるを得ない、という結論に達したに違いない。それは版元個々が、振りかざした大義名分に捉われるのではなくて、現実的な問題として損か得かを選択せざるを得ない、という構図が見えてくるのである」と書かれています。

北川 それはぜんぜん違います。バーコードの話とは違います。今回の13桁問題でバーコードの読み取

り機器を替えなければならないという話があったね。OCR-B フォント文字は使わないことになりましたが、あれなんかは中途半端な改革でね、やるのであればもっと大幅にもっとメリットのあるシステムに変えるべきだと思うのですけれどね。

—IC タグについてはどうお考えですか。

北川 この前、版元ドットコムで合宿で明け方まで何人かで議論したのですが、IC タグにも基本はISBNと同じ姿勢であるべきだと思うのです。制度そのものを全面的にやめろと言っているわけではないけれども、その制度がどう運用されてどう中小零細出版にプラスになるのかならないのか。日本社会の中でどうなのか。そういう議論は絶対しなければならないと思うのです。ISBNも同様で付けるのだったら桁数差別をなくせ、商業出版だけにせよ、と言ってわれわれはそれを勝ち取ったから、あれはうまくいったと思うのです。今度また同じ議論がIC タグで起こりつつあって、IC タグを付けさえすればいいんだという人が流対協の中にもその他にもやはりいるわけです、版元ドットコムにも。それは違うのではないかとこのあいだだいが議論した。延々とやったわけです。

—新潮文庫がバーコードをつける以前にコンビニ業界からの要請があり、IC タグでは米国でウォルマートが納入業者に義務付けるということがありました。IC タグでは今度は個体識別ということが可能になるということがバーコードとは異なりますね。

北川 国家統制の話でいえば、いまカードで本を買えば誰が買ったか分かりますね。その本のIC タグナンバーまで一緒に付けるということになる。どの本の何番を誰が持っているかというそれこそ『1984年』的状况になるわけだから、それでいいのかという議論はあるわけです。出版業界では案外そのことを議論している人は少ない。

—ISBN 導入の当時いろんなことが論議されたのに、また同じような構造ですね。

北川 そうなのです。前と何が違うかといういま流対協ではそのへんの議論はしたがない。一方で

新自由主義的に乗り越えられるという発想の人もいる。それはそう簡単には解決が見つかる問題ではなくて、問題が残っていると思う。IC タグだってどういう種類の IC タグをどのように付けるかによって結果は違ふし、システムは変わるわけだから。付けばいいってものじゃない。推進する側はとにかく付くんだからどう利用するかしかないのではないかという。ISBN でもそういう議論はあったけれど、われわれが 2 ページ以上とか商業出版に限るとかという制約を打ち出すことになった。それと同じようなことが不可能ではないと思います。

—図書館界でも 1980 年代には「図書館を考える会」の人たちが ISBN、図書館基本法、学術情報センターなどに対して反対の運動を展開したが、今は会そのものが存在しない。その点、流対協は今も存続している。では流対協は変化、変容、あるいは転向したのかという問題を私は考えていた。このことは日本の出版流通を語る上で必要な視点だと思います。

北川 小汀さんが亡くなってから流対協はそういう問題にあまり取り組まなくなってきた。私は流通情報委員長やっていて、さきほど言いましたように 4 桁化をもう一回やろうと言ったら、みんなもうやる気がなくなったし。今回の議論の 13 桁化も早々と組織として受入れた。私はおかしいのではないかと言った。流対協としてはすでに認める方向になっていますね。しかし 13 桁化の問題よりも IC タグの問題の方が根は深いと思いますね。やっぱり 1 つはトータルな IT 化の流れの中で情報が見えなくても当たり前だということになってしまった。ISBN の場合、少なくともコードは本に人間の目に見える形で印刷表示されて見えますよね。IC タグの個体番号の連番などが入っているか分からない状態になっているわけだから、それをどう使うかどうなるかはものすごい問題なのだけど、それが議論されていない。

—出版業界ではなく哲学者の東浩紀さんが出版物には IC タグをつけるべきではないと発言していますね。

北川 むしろ彼のようなところにいる人の方が敏感なんです。IC タグを出版業界が率先して付けてどれだけの意味があるのかという話ですね。万引きに

役立つという話には私はかなり懐疑的で、万引きみたいな人間の悪意でやることをこれで防げるかということとはなかなか難しい。例えば書店でこれを万引きして、レジを通らないとピットとなると。レジでこれは売れたというコードを入れたらいいわけですね。それこそ万引き犯が売れたというコードを入れて持ち出したら分からないわけですね。一般的にはなぜ IC タグを導入するかというと、万引きの警備員の経費が膨大である。機器を入れるということは警備員を減らすわけだから、逆に万引きしやすいシステムを作ってしまうかもしれない。また正規で買ったものや他店で買ったものでも鳴った場合とか、版元営業の持ち込む見本書籍の IC タグをどうすべきとか、いろんな問題が生じる可能性があります。アルミホイルを内側に貼った「万引きバッグ」の問題も解決されていません。

—バーコードや電子タグの説明会では付けるところからやればいいというように、ISBN 導入時の紛糾の影響からかトーンダウンしているような気がしません。

北川 バーコードにしても、いま現在の日本の IT 産業のレベルで言えばこんな大きなバーコードは要らない。QR コードでやればいい。13 桁化するくらいなら、QR コードの中に帯の文句とか POP の文章を入れることができるわけですね。どうしてバーコードを中途半端に手直しかつと思いませんか。やるのだったら、どうせ機器を買い直さねばならないのなら、そこまでやれば宣伝文が入っていたりして使えますよね。そこまでやらずに出版業界は出費だけで、IT 機器メーカーだけが儲けるシステムという、私が何度も言っていることにまた近い話になっているという気はしますね。IC タグだって、売れたか売れないかだけでなく、正味を入れるとか仕入条件を入れるという話はあるけれど、そのメリット、デメリットはあまり議論していないわけですよ。1 個何円という話ばかりで、そのメンテナンスの膨大な経費は除外して議論されている。

—コンテンツのデジタル化の流れの中で、グーグルやアマゾンの新たな試みが話題になっています。今後のデジタルコンテンツの流通問題をどのようにお考えでしょうか。

北川 アマゾンやグーグルで大騒ぎになっているが、出版社は、自分たちは儲からないのにエネルギーだけを使わせる同じ轍を踏むのではないかと思っています。自分たちで情報を売ることができれば版元は著作権をおさえているので、中身を1ページ単位で売れるわけですね。私はそっちの方のことをもっと検討すればいいと思っているわけです。

—デジタルコンテンツへの移行については反対ではない？

北川 ぜんぜん反対ではありません。小零細版元はそれに流されるのではなく、きちんと対応すべきだということです。

—最後の質問ですが、出版流通の変化に対してどういう感想をお持ちですか。

北川 出版業なり出版流通で働いている人の当事者意識としては出版することの意味よりも商売そのものとしてみるという傾向が強まってしまった。取次の変化がことに大きい。そうすると出版の自由だとか流通の自由だとかはあまり気にしない。もう一つは情報化の意味を出版業界の人があまり真剣にとらえていないということが一番気になることなのですね。情報化には両面あるわけですから、いい方言えば本が売れなくても情報が売ればいいという、すごく重要なことなのだけれどそれをみんな認識していない。中小零細出版だってそこから生きる道はあると思います。しかし、あんまりそれを考えないですね。本が売れなくても本をネット上で切り売りしてもいいわけですね。1ページ5円でもいいから。そういう発想を私はいつも言っているのだけれどなかなかみんな乗ってこない。そういう意味ではIT化の意味を出版業界の人があまり深く考えていない。一方で、IT産業と称している人たちの発想の貧困さとか大雑把さはすごいものですね。じつはいま「オーマイニュース」というネット上の新聞に書評を出すということで版元ドットコムがかんでいるのですね。あれはソフトバンクの資本が入っていますよね。関係者一同の集まりに行ったらソフトバンクの人の関心はまったくネット新聞の内容とか方向、ジャーナリズムとしてのあり方ではなくて、ど

れだけ覗きに来てどれだけ広告代があがるかしかない。ああ、こういう人なのだなと思いました。だから逆に言えば、本来の出版の意味と本来の出版の情報化ということを基準に情報化、IT化を考えれば活路は開けると思います。そういう方向へもっと行くべきだという気がします。

—お忙しいところ本日は貴重なお話をどうもありがとうございました。

【付録 2】

「出版流通対策協議会と ISBN 問題

—高須次郎氏（出版流通対策協議会

会長・緑風出版）に聞く—

（聞き手：湯浅俊彦）

2006年9月4日（月）13:15-15:15

東京・壱岐坂・緑風出版にて

—創業はいつですか？

高須 1982年です。ISBN 導入の頃は高橋昇さんの「技術と人間」にいました。

—現在は出版流通対策協議会の会長ですね。

高須 そうです。

—1991年に流対協はなぜ ISBN 表示の保留を解除したのかをお聞かせください。

高須 対外的には『新文化』1991年5月9日号の記事「流対協 ISBN コードへの『態度保留』を解除」、『文化通信』1991年5月13日号の記事「流対協 態度保留を解除 ISBN 問題縮小と判断」があり、内部では『流対協ニュース』53号（1991年3月25日）「ISBN 保留解除に向けて」と54号（1991年5月25日）「ISBN=日本図書コード保留解除 会員集会で決定」にその経緯が書いてあります。53号は流対協の総会の内容です。もう高橋昇さんが委員長をやめていて、その当時、北川明さんが情報委員会の委員長をやっていました。

いちばん大きな問題はその53号の記事にありますように、「見直しの意見が出た背景には、いくつかの理由があります。そのうちの1つには、すでに流対協加盟社で10社ぐらいが現実に付けているということです。この中には、最近の消費税問題で加入した社で、ISBN は以前から付けていたところが多く含まれています」ということです。

もう一つは、「ISBN が付いていないということが理由で仕入れを拒否されるという事件が初めて発

生しました。これは東販の小牧営業所の店売で起こったことです。複数の社でこのことが起こりました」という問題です。

小牧営業所の件は流対協事務局の木下郁さんに聞くともう少し詳細が分かるかもしれません。

記事には「では、具体的にどのように見直すのか、という点については、なにも決まっておられません。日本図書コード管理委員会事務局長の松平さんと会って」という経緯の説明があって、「そもそも流対協が ISBN を保留した理由は3つありました」と、「その3点について図書コード管理委員会から回答があって、それが流対協によって了承されるものであれば、『保留』を解除してもいい、というのが過去のこの問題をめぐるやりとりの最終的に流対協から示した提案で、それは1986年に文書で図書コード管理委員会に送っております。それに対する回答がないまま今日に至っているわけです」とあります。

まあ回答がなかったので、一応終わったということになっている。そのときの3つの理由は、「① ISBN が流通のなかでどのように使われるのか、それを付けることでどのような流通上のメリットが発生するのか、また付けないことで不利益が発生するのか、ということについて具体的に示せ、ということ。② ISBN そのものが持つ差別構造の問題、出版社コードが差別的であるうえに、それがコードそのものの使いにくさに繋がっているということ。さらに商業出版物以外への強制的な付与は、言論・出版の自由に抵触するのではないか、ということ。③出版資料情報センター構想との関係はどうなっているのか明らかにして欲しい」とこの3つがあった。

つまり流対協としては ISBN の割り振りの受け取りを保留としたのであって、拒否したのではないのだと。基本的には対応を保留なのですよ。こういう問題点があるだろう、それについて説明してくれ、と。それで納得できる説明と納得できる条件を提示してくれるなら保留を解除してもいい。こういうことだった。だからこの時点でその3つの理由ということで松平氏に会った。

そして「その結果、基本的にはほぼ問題はクリアできるのではないかという感触を、わたしたちは持つことができました」と、これは小汀さんと高橋さんと北川さんが松平さんに会いに行っただと思います。少なくとも説明会では北川さんがもっぱら説明していました。記事には「この感触を次回の幹事会に諮

って、その結論しだいで再度図書コード管理委員会と接触し、われわれの出した三条件が解決されれば、流対協の『保留』を解除することになるだろうと思います」とあります。

またさらに続けて「誤解のないように言いますが、流対協としては ISBN 表示をする、という決定を出すということではありません。あくまでも出版社コードの強制的な割り振りの受け取りを『保留』していたことを解除するだけですから、実際に ISBN 表示をするか否かは、あくまでも各社の判断による、ということです。ですから、どうしても納得できないということであれば ISBN 表示をしなくても、それはそれで構わない、ということです。なお、流通・情報委員会では、この ISBN を利用した流対協独自のファックスを利用した客注品流通システムの構築について、検討を開始しています。この件については、プランが具体化しましたときに改めてご案内致します。」

こういうふうな理由で、それ以上は当時は口頭でしか説明をされていない。また『流対協ニュース』54号では4月25日の会員集会で「この集会で付けられた条件は、出版社コードのケタ数差別を認めない、ということです。この点について図書コード管理センターからはっきりした保証が得られない限り、最終的な決定にはなりません。10年前に一方向的に割り振られた出版社コードは、すでに消滅しておりますので、万一表示を始めるとしても、そのコードは使用できませんので、ご注意ください。流対協とコード管理センターの間での今後の交渉ができた段階で、あらためて出版社コードが割り振られることになっております。今後の交渉の中で最大の問題は、すでに表示をしている版元で、5ケタ以上の出版社コードの版元についてです。新たに4ケタの出版社コードがもらえることになった場合、その変更に応じていただけるかどうか、ということについて、各会員社と個別に相談しなければなりません。」とあります。

そして、このあとに「老婆心ながら、流対協が『出版社コードの4ケタ』にこだわるのは、次のような理由からです。1つは、現在検討を進めている『流対協 FAX 客注システム』に、この4ケタの出版社コードを利用する前提があるからです。もう1つは、出版社コードが5ケタの場合は、製品コードは3ケタしか使用できず、最大999点の書籍しか対応でき

ないのに対して、出版社コードが4ケタであれば、製品コードに4ケタ使用でき、最大9999点の書籍に対応できます。さらに4ケタの数字に各社独自の意味を持たせることで、商品管理などに使用しやすくなります」と書いてあります。

要するにこれが決定的だったのです。流対協の運動も流通の変化ということがあって、ISBNコードが普及して、流通に使われてきました。OCR-Bフォントの読み取りがいつから始まったのか。書協が書籍 JAN コードの説明会を開催したのが1990年11月のことですね。当時、OCR-Bフォントの読み取りが進んでいたと思うのです。もうバーコードの話が出てきている段階ですから。書店さんを回っていて、返品作業をしている現場の人から OCR で読み取らないと作業が大変だと言われることがありました。

90年というのは1つの転換点で、コンピュータ化の問題が大型コンピュータからパソコンネットへの転換点になるような時代です。Windows95が出るのはもっと後だけど、90年から出版社でも MS-DOS を使ったパーソナルコンピュータの時代だった。つまりコンピュータというものが大型で、集中的で、大企業、大資本や国家しか使えないものだという認識が変わってきた。大型コンピュータ=データの集中管理=国家統制という図式で反コンピュータ闘争というのが70年代半ばから80年代にかけていろいろな労働運動でも行われた。

例えば郵政で郵便局にコンピュータを入れていくとかに対する反対運動が行われた。コンピュータによるデータの集中管理と国家統制、そして労働者の首切りなどの合理化という観点でコンピュータが捉えられていて、当然それが一定の実現性を持っていた。ところが90年代前後からコンピュータ技術が進化してパーソナルコンピュータという形で誰でも持てるようになってきて、必ずしもそういう反対運動だけではいけない、という認識が一方の背景にあると思う。国家管理につながるという議論を言っても必ずしも通らない。たぶんそういうふうな雰囲気があった。それが90年くらいから始まっている。

当初の出版資料情報センター構想にあった、すべての出版物に ISBN をつけるということも、現実には行えなかったという事実があった。だから ISBN の議論を続けているのは少し難しいという感じはあったのじゃないか。そして一番大きな原因は、流通上でほとんどのところが使っていて流対協の会員社

は孤立していた。会員社の中に10社以上は付与しているところが出てきて、幹事社の中でも5桁もらって営業を始めているところが出てきた。私も文句言ったのを覚えています。しかし、流通上やむをえないではないかと言われた。

書店現場での不満があるわけですよ。たとえば1989年に日販のNOCS、1991年10月にトーハンのTONETS、これはわれわれが解除した直後ですよ、こういうシステムはISBNを使っているわけですよ。バーコード議論も当然でできて、そのときの議論の中にバーコードになるのだから今つけることはないということもあった。

—小汀さんはそういうことを書いていますね。

高須 小汀さんや北川さんはISBNを付けることはないんだという議論をしていた。逆に言うと会員社の中に付けたい人たちがいたからなのです。それはすでに付けているところが10社あり、付けたい会社ももっとあった。当時、流対協は80社くらいだった。流通上のところで、営業サイドを中心にどうするということになっていた。だから3つの条件を解決すれば保留を解除できるということだったと私は思うのです。そのときの焦点だった差別性、桁数の2桁に始まり3桁、4桁、5桁、6桁によって製品コードの利用範囲が狭まってくる。そこで4桁にすれば解除してもよいと交渉したということです。

—松平さんに対して小汀さん、高橋さん、北川さんらが交渉して流対協は4桁で解決したということですね。

高須 そうということです。政治的妥協の産物です。私は正直言ってやむを得ないと思う。選択として間違っていたのではなくて、小さな出版社団体が抵抗するのはそこまでだと。流対協で5桁もらっていたところも4桁になった。5桁を返上して4桁になった。4桁あれば支障ないわけですよ。

—9999点刊行できるわけですからね。

高須 そうです。

—『流対協ニュース』が入手できていなかったもの

ですから、保留解除の経緯をご説明いただき、よく分かりました。「図書館を考える会」の通信を見ても流対協のISBN保留解除問題は明確に総括できていないように思いました。

高須 70年代から80年代にかけての労働運動が直面したコンピュータ合理化は今までの合理化とは異なる。つまり1950代、1960年代の三井三池とか、機械による人減らし合理化はわりと分かりやすい。それが70年代後半から80年代にかけてコンピュータ技術を背景にした生産工場におけるオートメーション化、事務作業におけるコンピュータ化が労働運動としてはことごとく失敗している。技術評論家の故・剣持一巳さんは反合理化、反コンピュータ化闘争の理論的主軸だったが、彼がパソコン使うようになって、そうして反合理化、反独占という理論には問題があったと自分で反省していました。もう少し別の視野をもたなければ負ける。市民運動の中でパソコンがWindows95を待たずして90年代に使われ始めて、お金がなくてもウェブ上で情報をやりとりする人たちが出てきた。今だって国家統制の可能性がないわけではないが、別の枠組みで考えることが可能である。ISBN導入当時の出版情報センター構想というのは国が直接かんでいたわけではないでしょう？

—そう思います。

高須 湯浅さんが『出版流通合理化構想の検証』の中で『技術と人間』1979年10月号の高山昌夫さんの「コンピュータによるシステムかほは本来、大量生産、大量消費を前提として成り立つものだということである。コスト的にも現在の情報伝達経路の価格体系はこのようにつくられているのだから、高価な端末機やディスプレイ装置をおけない書店や出版社は、必然的にこのシステムから疎外されてゆかざるをえないであろう」という文章を引用していますね。まさにそういう時代の名残りというか、大手取次のNOCSやTONETSの動きというのはまさにそういうものですよ。昔のトーハンのコンピュータ室に入るとなると、靴を脱いで上履きに履き替えて空気清浄機のついた密室の部屋に入っていく。今のコンピュータにそのようなイメージはない。ところで、私はISBNは本質的には差別的だと思います。国別

コードも 1 桁の国、2 桁の国など、公正ではない。また出版社を見るときも、外国と出版契約するときすぐに桁数を見ますよ。5 桁の出版社は小さい出版社だなとまだにそう使いますよ。

一流対協の中でもいまも 6 桁のところがありますね。

高須 4 桁に格上げしようとしても関心のない出版社がある。議論を提案してもそういうこと自体が流対協の中でも風化している。流対協に入る前に 5 桁、6 桁のところがある。4 桁で決まった時、その時点での流対協加盟で希望する範囲だったと思う。

—ウェブ上のコンテンツへの ISBN 付与の問題については流対協では議論されましたか？

高須 これはアメリカの事情ということは認識しているけれども、流対協の中ではまだ議論していない。

—13 桁化の問題については？

高須 流対協としては ISBN の保留を解除した段階でこれに入ると表明したわけですが、事実上ね。13 桁化についてこれを拒否するとかはない。頭に 3 桁の数字を付与して付けていく。むしろ図書コード管理センターに国際分担金の問題で分担方法をめぐって、議論をしました。

つまり、出版業界は何でも 4 団体で決まってしまうので、流対協はいつも蚊帳の外なのです。決定に参加できない。この問題がずっと根強くあって、例えば ISBN の国際分担金の分担問題にしても決定の経緯は知らないまま、分担金だけは請求されてくる。うちだと 4 桁だから 21000 円、ぱっと請求されてくる。ご負担くださいと図書コード管理センターから請求書が来るわけですよ。

流対協の廣嶋さんという流通情報委員会委員が『新聞展望』2005 年 7 月 15 日号に『振り込め詐欺』もどきの請求」という文章を書いています。出版社記号桁数 2 桁の場合、1 点あたりの費用は 0.08 円、出版社記号桁数 7 桁の場合は 200 円になるという指摘です。

ここから JPO との論争が始まってその顛末が『流対協 FAX 新刊選』147 号 (2006 年 5 月) に私が書いた「日本図書コード管理センターへのオブザー

バー参加について」です。われわれは再販問題であれ、あらゆる問題で決定への参加ができず、決定のプロセスを知らない。つまり拒否権しか与えられていない。ということで今までやってきた。そこでどうするかということで、オブザーバー参加することになった。日本図書コード管理センターが JPO の一セクションとなり、また商品基本情報センターに流対協は専門委員を送っていた。今回の金額の決定方法が、桁数が少ない人ほど現実的負担が少なく、桁数が多いほど負担が多いという負担の不公平をめぐって公開質問し、図書コード管理センターと議論していて、今年の 4 月に日本図書コード管理センターにオブザーバーで参加することになったのです。

—JPO への専門委員とはポット出版の沢辺さんらのことですか？

高須 商品基本情報センター関係で流対協からは流通情報委員会の上浦英俊さん (柘植書房新社)、廣嶋武人さん (ペリかん社)、版元ドットコムから沢辺さん (ポット出版) と岡部さん (青弓社) が出ていた。

—公開質問状と回答をすべて照らし合わせてみたのですが、回答のないときが一度ありますね。

高須 2005 年 9 月 7 日に再質問に対して、回答がなくて、2006 年 1 月 27 日にもう一度質問状を出しています。これは督促みたいな形でもう一回出した。3 月 4 日付けで彼らが回答を持ってきて、具体的な折衝を始めたのです。図書コード管理センターに正式メンバーに流対協を入れろということなのですね。結局、向こうで協議した結果、オブザーバー参加ということになった。負担の公平、情報の公開、意思決定への参加というつまり民主的にやれと言ったわけです。基本的には日本図書コード管理センターを JPO の 1 機関というふうに位置づけている。JPO のことを出版情報のインフラ整備というふうに位置づけられているので、原則的に協力しますと流対協は言ってきた。

2006 年 2 月 3 日の流対協の総会の際に、日本図書コード管理センターへのオブザーバー参加についての上浦さんの報告があります。そこに「1.運営の公開と透明性の確保について、2.参加の制限の撤廃について、3.ISBN 使用に対する費用負担の統一につ

いて」という3項目があります。

1 では「流対協は、商品基本情報センターが業界の基本的なインフラとしての性格から、運営の公開と透明性は不可欠であるとの認識から、申し入れを行いました。それについて、同構想を打ち出した出版在庫情報整備委員会の例をふまえ、今後とも努力するとの回答を得ました。そのことは評価できます」と。一応、努力するということですね。

2 では「流対協は、商品基本情報センターへの参加は、全出版社の参加を前提とすべきであり、費用徴収の多様化を求めました。それについて、指摘の通りであり、別途徴収、直接支払いの道も用意するとの回答を得ました。これにより、取次の代理徴収を忌避したい出版社、あるいはトーハン・日販との取引のない出版社の参加も可能となります」、これはトーハン、日販から天引きする話があったのですが、これについて直接徴収の道が開け、トーハン、日販と取引のない出版社でも商品基本情報センターへ参加できるということですね。

3 では「現段階での一元化は無理としつつも、将来に向けた組織のあり方を議論する際の検討事項とする、との回答を得ました。ただし、ISBN コードを直接管理している日本図書コード管理センターへの質問状に対する回答をみる限り、日本図書コード管理センターと今回の日本出版インフラセンターの回答では、温度差がかなりあり、これは今後の課題となると思われま

す」とある。
結局まず JPO に対してどういう態度をとるかということで、専門委員を派遣していたのだけれど、来年の1月から商品基本情報センターの天引き徴収を始めるという願いが来たわけですね。新刊ごとに1点500円、というのをどうしていくか。インフラ整備費なのだから、ISBN の国際分担金も商品基本情報センターの維持費のための1点500円も一切合財全部合わせて1点いくらという徴収方法にしないとダメなわけですね。要するに業界インフラなのだからそこに書誌情報を提供するという点について、JPO でいくら請求してきてその一機関である図書コード管理センターからまた請求が来るというのはおかしい。国際分担金はJPO が一括して払って、予算化していて、われわれからお金として1点いくらで集めて、そのうちの一部を分担金に回して、一部を基本情報センターの運営に使えばいいのではないかと考えるのです。これはJPO と図書コード

管理センターに矛盾があるのです。

図書コード管理センターは長い歴史があるから、世代が交代しないと難しいと言われていたようです。ともかく今の段階で流対協が決定に参加するというのはやっぱり抵抗感があるみたいです。ISBN に反対した流対協に対してアレルギーをもっている古い委員がいるということです。しかし図書コード管理センターにオブザーバー参加することが正式に決まって、われわれにも経過が分かるようにはなっていました。

—今日はお忙しい中、本当にありがとうございます。

【付録3】

「出版流通対策協議会と ISBN 問題」

—木下郁氏（出版流通対策協議会事務局）

「聞く—」

（聞き手：湯浅俊彦）

2006年9月4日（月）16:00-17:30

東京・本郷 出版流通対策協議会（流対協）事務局
にて

—木下さんは最初、恒友出版におられたのですね。

木下 ええ、そして恒友出版が流対協に入ったのは1988年か89年です。消費税の導入直後です。そのとき、恒友出版は5桁の出版社コードを付与されてはいたけれど、付けていなかったし、1回も使っていない。取次も書店もISBNコードがなくてもほとんど問題はありませんでした。

—1989年あたりからISBNが付いていないと流通しにくくなるのでしょうか。

木下 1990年でも1991年でもISBNをつけてなくても大丈夫だった。電算短冊の場合でも勝手に取次が5桁コードを付けていましたからね。取次の仕入窓口で付けないと受け付けられない、書店においても不都合はあまりなかった。流通の上ではさほど重要問題にはなっていなかったと思います。

—そうですか。流対協の1991年の総会では取次での流通に問題が生じたような話が出ていたようですが。

木下 ごく一部で発生した問題であり、幹事会に報告はしましたが、ISBNを付けないとどうしても困るというほどのことではなかった。恒友出版ではISBNを付けなければならないということにはなっていなかった。流対協ではISBNを承諾するかしないかは再販制に比べると踏み絵にはしていなかった。新しく入ってくる会員社がISBNを付けてい

うが、会員社でISBNを付けるところがあるろうが、問題にしないというのが、流対協のカラーでした。組織として強制しない、一枚岩でまとまる、同じ方向でみんながまとまるという考え方があまりなかった。

—1991年になってなぜ流対協はISBN表示の保留解除を決定したのですか？

木下 北川さんに聞けばいちばん分かるのだろうけれど、取次も付けてほしいとは考えていただろうし、図書コード管理センターからアプローチがあったのかもしれない。センターとの交渉では4桁コードを要求していたけれども、どうしても4桁でなければならぬという思いは僕にはなかった。

—しかし4桁というのはFAX注文システムという話があって、それに使おうとしていたのではないのですか？

木下 そう言えばかすみのように消えてしまったけれど、流対協として書店からの受注システムをFAXで構築しようというプランがあって、それには4桁コードが不可欠であるという話がありました。

—書店SA化よりもFAXの方が出版社の注文システムとしては早いと当時、北川さんは書いています。

木下 相手に単純に流すという話ではなくて、書店からのFAX注文に4桁コードが入っていれば出版社ごとに分かれて流れるというシステムでした。あくまで構想としてあったというだけですが。そういえば北川さんは当時、バーコードよりもQRコードの方が利便性が大きいと言っていました。

—バーコードについてはISBNに比べるとあまり反対していないですね。

木下 ISBN表示の保留を解除したから、バーコードも同じだろうと勘違いした会員社もあったでしょうね。ISBNを最初、私は積極的に付ける気はなかったもので、高橋さんと飲み屋で口論したこともあった。そのとき、高橋さんは付けるのですかと聞いたら、付けないと言っていた。結局、なし崩し的につ

けていくところが増えてしまったという感じだった。流対協の場合、あとは各社の判断、いわゆる組織決定とはニュアンスが違う。積極的に ISBN を付けましょうとなったわけではない。今回の JPO のマネジメント委員会へのオブザーバー参加についても、流対協と JPO では受け止め方の相違もある。流対協は保留を解除したけれど、会員社にお支払いくださいと積極的に言う気はない。

—ウェブ上のコンテンツに ISBN を付けることについての論議はないのですか。

木下 現時点では議論していない。しかし、情報の一元化の問題が再浮上してくる可能性もある。図書コード管理センターのガイドラインにあるのが、ウェブ上のコンテンツに ISBN を付けたいという人たちのためのものなら問題にはしないでしょう。

—出版情報センター構想と商品基本情報センターに対する流対協の対応の違いはなぜ起こっているのでしょうか。

木下 国際分担金、商品基本情報センター、JAN コードの課金の一本化を流対協は JPO に求めている。窓口が多すぎてわかりにくくなっているのが、新刊 1 点あたりの課金にすべきだと。個人的な考えですが、データ提供については、本を売りたい版元が積極的にやればいいのであって、現行入手できる本を網羅したいという感じになっているけれど、分からないものがあつたっていいのではないかな。他の業界で網羅されたデータベースを持っているところがあるのでしょうか。JPO の商品基本情報センターのデータ収集を 100%にする必要は必ずしもないし、何が何でも 100%にしなければならぬとするとしたら危ない考え方になりかねない。

—ISBN 導入時の出版情報センター構想と商品基本情報センターではそれでも対応があまりに違いますよね。

木下 流対協では上浦さん、版元ドットコムで沢辺さんが JPO に委員として出ています。流対協がなぜ 2 人もいるのかと思っている人もいますでしょう。前回と今回が違うのは情報の一元化ではないからで

しょうね。今回はあくまでも商品の話をしていて、商品情報を出したくないところは、それでもかまわないわけです。JPO の人たちはデータベースが整備されていないのは出版業界だけみたいな言い方をするけれど、実際、世の中に商品コードで検索できるのは本だけじゃないのですか？ 出版 4 団体の懐に深く入り込もうとは思っていない。業界 4 団体でなんでも決めてきたという慣習はおかしいと思う。書協と雑協だけならばまだ分かるけれど、取協と日書連が入ればタテ・ヨコのカルテルになってしまう気がします。再販制の弾力的運用でもそうだけれど 4 団体が決めることはできないはずなのに、4 団体だけで話し合っている。今回、JPO のマネジメント委員会に流対協がオブザーバー参加したのは、4 団体が集まった公的な組織への参画という点で初めてのことです。

—IC タグについてはどうお考えですか？

木下 大手版元がコミックなどそれぞれの社のために付けるというだけなら問題はないけれど、すべての出版物に付けさせようとするなら、問題はいろいろあると思う。当初は万引き対策でスタートしたものの、IC タグ機器を導入していない書店がある限り、万引き対策には使えないでしょう。物流とかに使うということではなく、出版社倉庫とかで使いたいところが使うということであれば勝手にどうぞという感じです。

—本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

【注・引用文献】

- 1 湯浅俊彦『出版流通合理化構想の検証—ISBN導入の歴史的意義』ポット出版、2005.11
- 2 鈴木藤男・新潮社宣伝部長は拙著の書評で「それにしても、日本のISBNコード導入のきっかけが図書館界からの要請だったとは知らなかった」『週刊読書人』2006.4.7と書いている。書籍JANコード導入や出版VAN合同協議会において主導的な役割を果たしてきた大手出版社の幹部でもISBN導入経緯を正確に知る人は少ないことが分かる
- 3 ISBNは2007年1月から13桁化することが決定している
- 4 「流対協とは何か—再販・本の背番号制に取組む」『批評通信』創刊号、1980.8.15、p.1
- 5 『流対協ニュース』19号、1981.2.21、p.3-4掲載の発言内容を要約
- 6 『流対協ニュース』19号、1981.2.21、資料2-1、2-2
- 7 『流対協ニュース』19号、1981.2.21、資料3-1、3-2
- 8 『流対協ニュース』21号、1981.6.11、資料編p.1-6
- 9 『反図書コード通信』6号、1981.7.31、p.5
- 10 『流対協ニュース』22号、1981.10.7、p.5-9、回答書の原本コピー
- 11 「座談会 書籍データセンターの設立と今後の期待」『ウィークリー出版情報』306号、1988.5.1/2、p.4
- 12 『流対協ニュース』22号、1981.10.7、p.2
- 13 「連載 流対協幹事団 vs 管理実行委員会 図書コード問題の激突討論採録Ⅱ」『反図書コード通信』2号、1980.11、p.2
- 14 出版流通対策協議会「申入書」1980.7.1
- 15 出版流通対策協議会加盟社有志『『日本書籍総目録』81年版に出稿を拒否します』1980.10.6
- 16 総評全国一般労組東京地本南部支部・日本書籍出版協会分会「足もとから揺れる書協—労組が図書コード反対闘争」『反図書コード通信』2号、1980.11.1、p.5
- 17 『流対協ニュース』22号、1981.10.7、p.4
- 18 『流対協ニュース』23号、1982.3.18、p.5-6
- 19 『流対協ニュース』24号、1983.4.15、p.4
- 20 『流対協ニュース』25号、1983.10.8、p.3-4
- 21 北川明[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会とISBN問題—北川明氏（第三書館）に聞く」2006.9.4、巻末資料付録1参照
- 22 『流対協ニュース』23号、1982.3.18、p.5
- 23 『流対協ニュース』26号、1984.6.12、p.1-3
- 24 『流対協ニュース』28号、1984.10.13、p.1
- 25 『流対協ニュース』30号、1985.9.6、p.6
- 26 『流対協ニュース』31号、1985.12.6、「別掲申入書」
- 27 『流対協ニュース』32号、1986.4.15、p.4-6
- 28 『流対協ニュース』33号、1986.6.14、p.3-4
- 29 『流対協ニュース』36号、1987.6.3、p.4-5
- 30 『流対協ニュース』34号、1986.9.13、p.1-2
- 31 『流対協ニュース』35号、1986.12.15、p.5
- 32 『流対協ニュース』36号、1987.6.3、p.4-5
- 33 『出版ニュース』1987年1月下旬号、p.11
- 34 『流対協・第9回総会（1987年）資料』
- 35 「座談会 書籍データセンターの設立と今後の期待」『ウィークリー出版情報』306号、1988.5-1/2
- 36 北川明[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会とISBN問題—北川明氏（第三書館）に聞く」2006.9.4、巻末資料付録1参照
- 37 北川明「書誌データベースへの疑問」『新文化』1988年9月8日号
- 38 北川明[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会とISBN問題—北川明氏（第三書館）に聞く」2006.9.4、巻末資料付録1参照
- 39 『流対協ニュース』37号、1987.12.16、p.1
- 40 『流対協ニュース』38号、1988.5.2、p.6、流通・情報委員会報告を要約
- 41 『流対協ニュース』43号、1989.4.25、p.6、流通・情報委員会報告を要約
- 42 『流対協ニュース』53号、1991.3.25、p.6-7を要約
- 43 『流対協ニュース』54号、1991.5.25、p.5
- 44 『流対協ニュース』56号、1991.11.25、p.1-3
- 45 『流対協ニュース』57号、1991.12.25、p.1-2
- 46 『流対協ニュース』57号、1991.12.25、p.2-3
- 47 『流対協ニュース』59号、1992.5.11、p.6-7
- 48 高須次郎[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会とISBN問題—高須次郎氏（出版流通対策協議会会長・緑風出版）に聞く」2006.9.4、巻末資料付録2参照
- 49 高須次郎[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会とISBN問題—高須次郎氏（出版流通対策協議会会長・緑風出版）に聞く」2006.9.4、巻末資料付録2参照
- 50 『流対協ニュース』60号、1992.9.15、p.2
- 51 北川明[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会とISBN問題—北川明氏（第三書館）に聞く」2006.9.4、巻末資料付録1参照
- 52 木下郁[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対

-
- 策協議会と ISBN 問題—木下郁氏（出版流通対策協議会事務局）に聞く」2006.9.4、付録資料 3 参照
- 53 松平直壽[インタビュー：小林一博]「今だから話そう—ISBN 導入の頃」『新文化』1997.12.18 号
- 54 出版流通対策協議会「声明・本の背番号制の強行に反対する」1980.3.15
- 55 『反図書コード通信』1号、1980.10.1、p.2
- 56 木下郁[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会と ISBN 問題—木下郁氏（出版流通対策協議会事務局）に聞く」2006.9.4、付録資料 3 参照
- 57 『流対協ニュース』53号、1991.3.25、p.5
- 58 『流対協ニュース』21号、1981.6.11、p.1-2
- 59 『流対協ニュース』29号、1985.6.6、p.2-3
- 60 『流対協ニュース』36号、1987.6.3、p.4
- 61 『流対協ニュース』50号、1990.8.25、p.4
- 62 『流対協ニュース』55号、1991.8.25、p.1-4
- 63 『流対協ニュース』61号、1993.1.20、p.5
- 64 『流対協ニュース』63号、1993.3.15、p.3
- 65 出版流通対策協議会「第28回定期総会議案書」2006.3.2、p.2
- 66 高須次郎[インタビュー：湯浅俊彦]「出版流通対策協議会と ISBN 問題—高須次郎氏（出版流通対策協議会会長・緑風出版）に聞く」2006.9.4、巻末資料付録2 参照